平成14年（ワ）第22416号　謝罪広告等請求事件

原　　告　大草一男　外1名

被　　告　株式会社報恩社　外4名

準備書面（8）

平成17年10月5日

東京地方裁判所民事第41部合議1係　御中

被告株式会社報恩社訴訟代理人

弁護士　今井浩三

弁護士　稲毛一郎

弁護士　松村廣治

弁護士　幸田勝利

弁護士　平井龍八

弁護士　清王途之

弁護士　國重徹

（略語表）

原告妙観講→妙観講

原告大草一男→大草

被告株式会社報恩社→報恩社

被告株式会社報恩社代表者代表取締役北林芳典→北林

被告　Y　　→　Y

被告渡邉茂夫→渡邉

被告創価学会→創価学会

証人木村芳孝→木村

証人平木滋→平木

訴外日蓮正宗→日蓮正宗

訴外阿部日顕→阿部

訴外小川只道→小川

訴外株式会社帝国リサーチ→帝国リサーチ

訴外福田政→福田

訴外辻栄三郎→辻

訴外　X　　→　X

訴外八木信瑩（日照）→八木

訴外秋元広学→秋元

訴外株式会社オークサ本社→オークサ本社

訴外株式会社帝国データバンク→帝国データバンク

訴外株式会社[redacted]→[redacted]

訴外山崎正友→山崎

訴外原島嵩→原島

訴外桑原年弘→桑原

① 東京地裁平成9年（ワ）第12606号〔原告 X ・被告日蓮正宗，小川只道，大草一男，渡邉茂夫，㈱常国リサーチ〕

② 東京地裁平成10年（ワ）第20011号〔原告 X ・被告大石寺，理境坊〕

③ 東京地裁平成11年（ワ）第29115号〔原告 X ・被告阿部日顕〕

④ 東京高裁平成14年（ネ）第771号〔控訴人 X ・被控訴人日蓮正宗外7名〕

→ X 裁判

① 東京地裁平成11年（ワ）第28206号〔原告 Y ・被告大石寺，阿部日顕，小川只道，大草一男，㈱常国リサーチ〕

② 東京高裁平成15年（ネ）第3253号〔控訴人 Y ・被控訴人大石寺外4名〕

→ Y 裁判

第1　緒論 6
1　事実経過の概略 6
2　原告らの本訴における主張と報恩社の反論及び抗弁の骨子 8
第2　真実性について 11
1　総論 11
（1）報恩社の主張の概略 11
（2）本件訴訟における尋問等の結果を踏まえた再検証 13
2　本件各電話盗聴全体に通じる問題 13
（1）重大な動機について 13
ア　これまでの主張 13
イ　Y　について 14
ウ　X　について 14
（2）資金力について 15
（3）大草と帝国リサーチの強固な関係 18
（4）大草による隠蔽工作〔1〕（訴訟提起前） 20
ア　意妙の記事 20
イ　桑原テープ 24
（5）大草による隠蔽工作2（訴訟提起後） 27
ア　大草が「妙泉坊の件」に渡邉が関与したことを殊更に薄めようとしていること 27
イ　妙観講の規約・講則の改竄 35
ウ　[redacted]に関する調査報告書の偽造 39
エ　渡邉批判（上申書） 44
（6）証拠（乙ホ1の1から2）の分析 45
3　妙泉坊の件の再検証 48

（1）問題の所在 48
（2）北林の現地調査（平成９年８月頃）等からの帰結 49
ア　現地調査の結果 49
イ　「後件否定」の論理からの帰結 49
（3）「特定の坊」とは「妙泉坊」であること 51
（4）小川らの大石寺全体の盗聴器探査との供述が虚偽であること 54
ア　小川供述からも妙泉坊が電話盗聴未遂事件といえること 54
イ　辻の X 裁判における陳述書 57
（5）費用の支払 60
（6）「妙泉坊の件」のまとめ 64
4　妙泉坊電話盗聴未遂事件と他の電話盗聴事件 65
第３　相当性 65
1　Aからの情報提供 65
（1）Aの情報の信用性 65
（2）Aが実在していること 66
2　北林は充分な検証を行っていること 68
（1）資料の分析 68
（2）渡邊取材 71
（3）現地調査 72
3　「地涌選集」の発刊 73

第１　緒論

１　事実経過の概略

平成３年１月１日より「日蓮正宗自由通信同盟」がファックス通信紙「地涌」を全国の日蓮正宗の末寺などに配信した。この「日蓮正宗自由通信同盟」は，日蓮正宗内の言論の自由を守り情報を公開するなどを目的とした日蓮正宗内の僧俗の有志の集まりとされている（乙ホ８）。

同月１月３日付けの「地涌」（乙ホ72の119頁から22頁）において日蓮正宗の創価学会分離作戦（別名，「C作戦」という）が報じられた（註１）。

註１　創価学会分離作戦（C作戦）

阿部ら日蓮正宗中枢の謀略で，池田創価学会名誉会長を法華講の総講頭職から事実上罷免するなどして最終的に創価学会を檀徒として宗門に取り込もうとした作戦。

この作戦は，平成２年12月27日にとられた池田名誉会長に対する上記罷免措置を皮切りに発動され，平成３年に入り創価学会に対し様々な措置が取られた。その全容が平成３年 11 月９日付聖教新聞（乙ホ89）紙上で明らかになっている。

平成７年１２月，北林は，日蓮正宗僧侶（以下，「A」という）から，原告らが，帝国リサーチを使って，宣徳寺（秋元）の電話を盗聴していたこと（以下「宣徳寺の件」あるいは「宣徳寺電話盗聴事件」という－註２），X　宅等の電話を盗聴していたこと（以下「X　の件」あるいは「X　宅電話盗聴事件」という－註３），妙泉坊（八木）の電話盗聴を計画したが未遂となったこと（以下「妙泉坊の件」あるいは「妙泉坊盗聴未遂事件」という－註４）につき確かな情報を入手した（当該情報の入手経緯，信用性，評価〔情報源の分析と各電話盗聴等の分析〕は準備書面（１），２頁から９頁参照）。

註２　日蓮正宗渉外部長の秋元が住職を務める宣徳寺（東京都世田谷区所

在）が電話盗聴された事件。行なわれたのは平成３年11月２日，３日，６日～10日，12日～16日，18日～21日の期間である。

註３　X 宅や同人の元妻の自宅などが電話盗聴された事件。

第１回目の X 宅電話盗聴が平成３年11月12日，13日，16日，25日～27日，30日，X 元妻宅電話盗聴が平成３年12月２日，９日，第２回目の X 宅電話盗聴が平成３年12月10日～16日，17日～30日の期間である。

註４　大石寺主任理事である八木が住職を務める妙泉坊（大石寺の塔中坊の一つ）に対する電話盗聴未遂事件。平成３年10月に行なわれたとされる。

「地涌」編集部は，Aから北林が入手した前記情報に基づき，平成８年１月26日付「地涌」897号（甲２），同年２月１日付「地涌」898号（甲３），同年２月５日付899号「地涌」（甲４）において，前記宣徳寺電話盗聴事件，X 宅電話盗聴事件，妙泉坊電話盗聴未遂事件（以下，「本件各記事」という。なお，３件の盗聴事件を「本件電話盗聴事件」，「本件電話盗聴」あるいは「本件電話盗聴行為」という）を報道した。また，北林は，平成８年２月頃，第三文明社にも同じ情報を提供した。

平成９年６月20日，電話盗聴の被害者である X が，日蓮正宗，小川，大草，渡邊及び帝国リサーチを被告として東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起し（東京地裁平成９年（ワ）第12606号），同年７月22日に X は死亡したが，同人の長男[redacted]によって訴訟承継された。その後，[redacted]から被告を大石寺，理境坊とする別訴（東京地裁平成10年（ワ）第20011号），さらに，被告を日顕とする別訴が提起されている（東京地裁平成11年（ワ）第29115号）。この X 裁判の被告らは，渡邊を除き本件各盗聴行為への関与を否認し，争った。

北林は，本件電話盗聴事件についての単行本出版を予定しており，平成９年８月21日と同年９月８日の２回にわたり渡邊への取材を行い（乙ホ10の１から

12)，第２回目の渡邉取材の直後に「妙泉坊の件」の事実を確認すべく，大石寺の現地調査を行った。

「地涌」編集部は，北林の得た情報により，いくつかの報道をなしてきたが，そのような関係性から，北林が代表取締役を務める報恩社にて，同社の「出版に関する事業」による業務の遂行の一環として，「地涌」選集の発刊を行なうこととなった。報恩社は，「地涌」編集部が後世に残したいと考えて選んだ本件各記事を含む「地涌」各号をそのまま「地涌」選集に収録し，平成 11 年５月 15 日，発刊した。

平成 11 年 12 月 16 日，電話盗聴の被害者である Y　は，大石寺，日顕，小川，大草及び帝国リサーチを被告として東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起した（平成 11 年（ワ）第 28260 号）。この Y　事件の被告らも Y　宅電話盗聴事件への関与を否認し，争った。

本件の原告らを含む，X　事件及び Y　事件の被告らは，本件電話盗聴事件及び Y　宅電話盗聴事件につき，報恩社を含むこれを報じた創価学会や第三文明社に対して，名誉毀損による損害賠償請求等の民事訴訟を提起することもなく，X　裁判及び Y　裁判の被告として訴訟を追行した。X　裁判の第１審判決が平成 13 年 12 月 20 日に下され，Y　裁判で Y　本人尋問が実施された，平成 14 年９月 10 日の直後になって，上記被告らの内，本件の原告ら２者のみが平成 14 年 10 月 16 になって本訴を提起したものである。

2　原告らの本訴における主張と報恩社の反論及び抗弁の骨子

（1）原告らの主位的請求及び予備的請求に共通する主張は，本件電話盗聴事件及び Y　宅電話盗聴事件に関する報恩社，創価学会及び第三文明社の報道がいずれも虚偽であるという事実である。

本件各記事及び Y　事件に関する報道記事が，いずれも盗聴ないし盗聴未遂という犯罪行為を告発し社会に警鐘するものであることから，これらが公共の利害にかかり，かつ，公益の目的があることは明らかである。

さらに，本件各記事の内容が真実であること（真実性の抗弁）については，これまでX　裁判等の従前の訴訟記録についても詳細な分析・検討を行い，X　裁判，　Y　　裁判で見落とされていた重要な事実（例えば，妙泉坊の件や福田インタビュー等）について新たな角度から光を当て，主張・立証を展開してきた（「宣徳寺の件」及び「X　の件」に関する準備書面（1）6頁から9頁，「妙泉坊の件」に関する準備書面（5），「福田インタビュー」（乙ハ19）に関する準備書面（6）10頁以下，盗聴事件の本質から総括的な検討をしたものとして準備書面（7），北林が一連の経過をA期，B期に分けて論じた乙ホ70，71，90「北林陳述書」）。

本書では，第2において，本件訴訟における証人及び本人尋問の結果をも踏まえて，さらに，本件電話盗聴事件等の本質に迫り，真実性の論証を確固たるものとする。

（2）報恩社は，真実性の抗弁と共に，北林が宗内の機密情報に詳しく信頼できるAから情報提供を受けて（平成7年12月），資料の分析，渡邉への取材（平成9年8月21日，同年9月8日），大石寺の現地調査（平成9月8日の直後）を行い，確実な資料，根拠に基づいて本件各記事が真実であると確信して，報恩社より「地涌」選集を発刊したことを論じ，本件各記事が真実であると信じたことに相当の理由があること（相当性の抗弁）を主張してきた（相当性全般について準備書面（1），Aの存在とその氏名を明かせないことにつき準備書面（2），（6），確認取材につき準備書面（3），乙ホ24，128「北林陳述書」）。今回，北林尋問によって，その事実がより一層裏付けられた（本書面第3）。

（3）なお，原告らは，主位的請求として，被告らが順次共謀して「勝ち鬨」「地涌」「創価新報」「第三文明」「聖教新聞」「地涌選集」等の様々な媒体を用いて原告両名が盗聴行為を行ったとの虚偽報道を行い，また不当訴訟を起こすなどして原告両名の名誉を毀損したなどと主張し，予備的請求として，報恩社が本件各記事を含む「地涌」を掲載した「地涌選集下巻」を発行販売し，原告両名の名誉を毀損した，と主張する。

もとより，報恩社は，本件電話盗聴事件及び　Y　宅電話盗聴事件について他の相被告と順次共謀をした事実など一切ない。

そもそも，原告らが主位的請求において主張する「順次共謀」なるものは極めて抽象的であり，これまでの X 裁判及び　Y　裁判の過程で表れた事実以上のものはなく，「順次共謀」を裏付ける具体的な事実関係の主張は全くと言っていいほど皆無であり，原告らによる単なる憶測の域を出ないものであった。なお，「順次共謀」の主張は，　Y　宅電話盗聴事件をも被告らの共謀によりなされたものであることを前提とするが，本件各盗聴行為の実行者の一人である渡邉と被盗聴者の一人である　Y　が共謀して原告らに対して名誉毀損に及ぶなどということは，それ自体，荒唐無稽なものであり，原告らの「順次共謀」の主張の一部は既に破綻をきたしている。

報恩社は，訴訟上の反論の必要から，「順次共謀」の具体的内容につき原告らに求釈明を行なった（準備書面（4）2頁）。これに対し，原告らは，北林の情報源とされるAは存在しておらず，北林は渡邉から得た情報をもとに「地涌」編集部を介して本件各盗聴事件を報道し，第三文明にも情報提供をしたのであり，「順次共謀」が成立すると釈明した（原告らの平成 16 年5月 17 日付準備書面（8）7頁から9頁）。

しかしながら，Aが実在していること，但し，その氏名の公表ができないことの理由について，報恩社はこれまで各所で主張・立証してきたとおりであり（準備書面（1）2から3頁，同（2），同（3）7頁から8頁，同（6）2頁から5頁，乙ホ 24，128「北林陳述書」），これに対し原告らは，Aの存在を否定するだけの主張や立証はできず，北林の被告代表者本人尋問によってAの存在は確固たるものとなった。また，北林が本件電話盗聴の情報をAでなく渡邉から入手したという主張についても，何らその根拠を示すことができず，かえって北林に対する反対尋問により北林が上記情報を渡邉から入手したものでないことは明らかになった（本書面 66 頁）。

したがって，原告らの主位的主張及び予備的主張のいずれも理由がなく，報恩社に対する本件請求は棄却されるべきものである。

第２　真実性について

１　総論

（１）報恩社の主張の概略

報恩社は，これまで，本件各記事は北林がＡより入手した確かな情報に基づくこと（準備書面（１）２頁以下），その情報が正しいことが北林の確認取材により裏付けられたこと（準備書面（３）１頁から６頁），Ｘ　裁判の関係の陳述や供述から「妙泉坊の件」は盗聴器探査ではなく盗聴未遂であることを詳細に論じた（準備書面（５）全体）。

さらに，Ｘ　裁判及び　Ｙ　裁判の各訴訟記録を分析した上で，盗聴行為が刑事罰（註１）の対象となる違法行為であるという特性から，真の依頼者を判断するためのメルクマールとして，①真の依頼者に電話盗聴をしてまで情報を収集したいという重大な動機が認められること，②業者に対して多額の報酬を支払うだけの資金力があること，あるいは背後に多額の資金を提出する資金提供者が控えていること，③多額の報酬支払契約に支えられた真の依頼者と業者との間に継続的な強固な関係が築かれていること，④仮に，盗聴が発覚した場合でも真の依頼者のために業者は隠滅工作に徹すること，の４点であることを指摘し（註２），本件各電話盗聴事件について詳細な検討を加えた（準備書面（７）全体）。

註１　電気通信事業法

（秘密の保護）

第４条　電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は，侵してはならない。

（罰則・平成３年当時）

第 104 条　電気通信事業者の取扱中に係る通信（第９０条第２項

に規定する通信を含む。）の秘密を侵した者は，１年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

註２　準備書面（７）５，６頁の引用

電話盗聴が「発覚すれば，事件に関係した者は，刑事訴追を受けるだけでなく，民事上も損害賠償請求をされ，さらには，盗聴依頼者や盗聴対象者によってはマスコミ等にも大々的に取り上げられるなど，社会的にも厳しい非難を受けることは確実である。このように電話盗聴は，その依頼者も依頼を受けた業者もそれが発覚すれば厳しい法的制裁を受け，社会的な非難を受けることから，両者の間には多額の報酬が支払われることを前提に強固な契約関係が形成されていると見るべきである。しかも，この契約関係は互いに絶対的に秘密を守らねばならないという事柄の性質上，一過性のものではあり得ず，依頼者と業者との間には時間をかけて親密な関係が形成され，電話盗聴行為の後においても公訴時効期間の満了は一つの区切りに過ぎず，民事上の消滅時効期間の満了さらには社会的非難ということまで視野に入れれば，かなりの長期間に及ぶと考えられる。本件電話盗聴及び　Y　宅電話盗聴についても，電話盗聴の対象者を見ると，日蓮正宗という多数の信徒をかかえる巨大な宗教団体のしかもその高僧が生職を務める末寺であったり，あるいは創価学会の青年部幹部，宗教団体間で様々な人脈を有し情報収集等を行う者である。しかも，これら盗聴事件の背景には創価学会と日蓮正宗の対立があることは誰の目から見ても明らかであることからすれば，宗教紛争を背景とした大掛かりな電話盗聴事件であり，これが発覚すれば世間の注目を集めることも必至である。したがって，真の電話盗聴の依頼者と盗聴を実行した業者である帝国リサーチとの関係は，まさに一過性のものでなく，電話盗聴の前後を通じて極めて強

固な関係で成り立っていると言わねばならない。」

（2）本件訴訟における尋問等の結果を踏まえた再検証

本件訴訟に提出された証拠及び尋問の結果を踏まえて，本件各電話盗聴につき再検討するが，全体に通じる問題（前記4点のメルクマールに関するものと証拠〔乙ホ1の1から乙ホ2〕の分析）と個々の電話盗聴に関する問題に分けて論を進める。

後者については，特に，妙泉坊の件については，北林が大石寺における現地調査の結果を記載した詳細な陳述書（乙ホ128）を提出し，代表者本人尋問において，これに関する具体的な供述をしたことから，この件が電話盗聴未遂であったことがより一層明白になったこと，そのことにより，本件各電話盗聴の真の依頼者がだれであるかを論じる。

2　本件各電話盗聴全体に通じる問題

（1）重大な動機について

ア　これまでの主張

報恩社は，本件電話盗聴がなされた平成3年当時の日蓮正宗と創価学会の対立状況下において日蓮正宗の情報が漏洩していたという事実，とりわけ創価学会分離作戦と言われる「C作戦」をはじめ宗内の最高機密等が「地涌」などで日々漏洩する状況において，宗門側としては，情報を創価学会側（創価学会そのものでなくその関係者も含む）に漏洩している内通者を探し出すことは是が非でも必要なことであり，これを端的に示すものとして，「地涌」平成3年4月29日（第119号・乙ホ72の4，21頁から5頁））において報じられた「平成3年4月19日の全国宗務支院長会議」の内容を挙げて，宗門側に電話盗聴という重大事犯に及ぶだけの十分な動機があったことを論じた。

さらに，漏洩した情報の重要性から本件電話盗聴事件等の盗聴対象者が創価学会の内通者として疑われ，あるいは内通者を発見するために必要な

人物であるとみなされた事情（註1，2），大草には個人的にも本件電話盗聴及び Y 宅電話盗聴を依頼するだけの理由があったことを既に詳細に論じたとおりである（準備書面（7）7頁から19頁）。

イ Y について

このうち Y が内通者を発見するために必要な人物と考えられたことにつき，大草は，これまで Y が創価学会青年部幹部であることは認識しているものの，平成3年春当時，調査対象となっていないと述べるなど，Y に対して全く無関心であるかのように述べており，これに対し報恩社は「慧妙」の記事等からこの大草の認識は事実に反することを指摘した（準備書面（7）13頁から14頁）。

大草は，本件訴訟において，平成4年の春に Y と妙観講幹部が法論をした内容を後日「地涌」やビデオ使って全国的にばらまかれたことについて，放置できなかったので，妙観講の機関紙「妙観」を使って同紙平成4年6月号から10月号において紙面を大きく割いて Y 批判を展開した旨供述しており，大草自身が Y を「地涌」の関係者として調査，攻撃の対象としていたことがより明らかとなった（大草供述調書4頁）。

ウ X について

妙観講が X を創価学会のスパイであると認識していたことについて準備書面（7）16頁において論じた。そこで引用した妙観号外の記事（乙ホ46）には，X について「かつて，元・創価学会顧問弁護士山崎正友の配下にあった人物で，十年程前に山崎を裏切り陥れたといわれる男」との記載がある。

しかし，本件訴訟では平成3年以前の X の経歴について具体的な主張がされていなかったが，X 裁判で X 本人が作成し甲第1号証として提出した陳述書（乙ホ97，註1）に詳しく記載されている。これによれば，X が日蓮正宗やその関係者から二重，三重スパイ（日蓮正宗，創価学会等の間

をあちこち渡り歩いているという趣旨）と考えられて警戒されていたことが十分に理解できる。

註1　X　陳述書（乙ホ97）に記載されたX　の経歴の概要

「私（　X　）は昭和47年の正本堂建立後、正本堂の意義が当初創価学会が打ち出した意義（正本堂を「本門寺の戒壇」と位置づけ御供養金勧募をなした）と相違があるとして、正本堂御供養金返還訴訟を起こしたグループの一員であった。この訴訟は反創価学会のグループによって組織的に成されたものであって、訴訟の母体となった組織は「創価学会対策連絡協議会」で、私はその理事の立場であった。しかし、創価学会の顧問弁護士・山崎正友氏がその創対連の組織的切り崩しを行い、私は山崎正友氏の人情にほだされ、一変、創価学会側に立ち、山崎氏の手下としてスパイの役割を担ったのである。昭和52年以降も山崎氏の情報源としての役割を担い、山崎氏が昭和55年4月に創価学会に対して行なった3億円恐喝既遂、5億円恐喝未遂事件後においても、その山崎氏と気脈を通じる立場にあった。」

（2）資金力について

ア　報恩社は，多額の費用が継続的に支払われていること（X 裁判，Y 裁判において，領収書，請求書，三和銀行の取引履歴で明らかとなっているだけでも，盗聴費用の支払や特別会員の年会費等の支払額は合計1708万9007円にのぼる），それ以外に妙観講本部の電話盗聴器探査だけでも，合計3回大規模に実施されており，それにも多額の費用が支払われていると推測できること，特別会員契約によって帝国リサーチとの継続的な依頼関係が確立されていること等を論じ，それらの支払をするだけの資金力を渡邊が有せず，福田も渡邊の背後に資金提供者がいることを明確に証言しており（註1），大草（さらには小川，阿部ら）が資金提供者に他ならないことを詳細に論じた（準備書

面（7）19頁から23頁）。

註1　X　裁判の福田証言（乙ハ16）の確認

福田は，渡邊代理人から

「であれば渡辺さんの依頼を受けている段階で，資金の出し手が渡辺さん以外だということは認識していたんじゃないですか。」

と質問され，福田は，

「この件に関してはですね。」

と証言した。

この福田の「この件」とは「X　の件」を指していることは前後の文脈から明らかであり，渡邊の背後に資金提供者がいたことは動かし難い事実である。

イ　本件訴訟における大草尋問の結果，大草に一連の調査，盗聴の費用を支払うだけの十分な資力があることが明らかになった。

すなわち，妙観講の新本部の登記簿謄本（乙ホ140，141）によれば，平成元年5月に3億7200万円を極度額とする根抵当権が設定され，さらに同年12月1日付けで極度額が6億8200万円に増額されている。このように短期間で極度額が倍近くに増額された理由について，大草は更地に建物を建てたからであるなどと供述するが(大草供述調書37頁から38頁)，大草の供述によれば建物を建てはじめたのは平成2年の末頃であり，建物が完成したのは平成3年になるのであるから，建物を建てはじめた時期と極度額を増額した時期は大きく食い違う。

さらに，極度額は倍以上に増額されているが，土地の購入資金と同程度の費用が妙観講新本部の建築にかかるか疑問であり，極度額の増額によって借り入れられた資金が全て新本部の建築費用にあてられたとは限らない。

また，大草は「法城基金」という名目で妙観講新本部の建築資金を講

員から集めていたのであり，この中からも妙観講新本部の建築資金はあてられたことから（大草供述調書38頁），平成元年12月の極度額増額が全て妙観講新本部の建築資金のためであるとの大草の供述は信用できない。

このように，大草は極度額の増額によって自由に使用できる資金を継続的に手に入れることが可能になったのである。

ウ　一方，渡邉は昭和62年9月から暁鐘編集室に勤務しており（乙ホ41「X裁判大草陳述書」16頁），月14万円の収入しか得ていないし（乙ホ109の1から3），妙観講本部の小金井市に引越しをした際，暁鐘編集室に引越し費用の負担までしてもらっているほど，金に困っているのである（乙ホ41「X裁判大草陳述書」16頁）。

さらに，X　裁判では大草側から渡邉を批判する47通もの上申書が提出されているが，上申書には昭和60年頃から平成3年にかけて，渡邉が使途不明の伝票を経理に請求したり，数十万円のお金を女子講員から騙しとったことや，盗難事件の犯人であると疑われていること，現実に妙観講員の時計を盗んだこと，金にルーズであり，渡邉が同行した講員に交通費，飲食費，電話代などを支払わせたこと，さらには平成2年頃に「暁鐘編集室の財政が苦しくお給料がもらえないので，講員からお金を借りても良いと講頭が言われた」と言ってテレホンカードを懐に入れてしまったこと，（乙ホ99，乙ホ100，乙ホ101，乙ホ102，乙ホ103，乙ホ104，乙ホ105）などが書かれている。

その上さらに，平成4年2月25日付けの本部通達（乙ホ106）では，除名処分の理由の一つに渡邉が講則で禁じられている金品の借用をおこなったことを指摘しており，渡邉が経済的に困窮していた事実を裏付けている。

このように，上申書からは渡邉が経済的に困窮している姿が浮き彫り

になるのであり，かかる渡邊に，前述のような多額なしかも継続的な費用の支払うことなど到底不可能である。昭和 63 年から平成３年にかけて実施された盗聴費用，妙観講本部の調査費用や特別会員の年会費など支払える状況にはなかった。

（３）大草と帝国リサーチの強固な関係

報恩社の準備書面（７）において詳細に主張したとおり，大草と帝国リサーチには継続的な強固な取引関係が存在していた。帝国リサーチが実施した調査，盗聴は以下のとおりである。

① 昭和 61 年に妙観講の上條光孝（当時，妙観講の教学部長）の素行調査をするために帝国リサーチに依頼したことをきっかけとし，妙観講と顕正会との抗争が激化した昭和 63 年秋頃，大草，妙観講は渡邊を通じて帝国リサーチに顕正会（かつて妙信講と称し日蓮正宗の信徒団体であったが，教義解釈で日蓮正宗と対立し細井日達管長より昭和49年８月12日に講中解散処分を受け，現在でも「顕正会」の名称で活動を続けている団体）の幹部である[redacted]宅の違法な電話盗聴を依頼し，昭和 63 年から平成元年にかけて違法な電話盗聴が実施された（乙ニ19の１～乙ニ21の２）。

② その後，平成元年６月頃（１回目）にＮＴＴ小金井営業所路線課・田中耕介職員が行った電話工事を不可解なものと考えて不審を抱き，妙観講は，以前に違法な電話盗聴を依頼したことのある帝国リサーチに電話盗聴調査を依頼した。このとき，帝国リサーチの社員は，ＮＴＴの立会いなしにブラックボックスを開けて調査を行い，妙観講旧本部の電話回線７本が別の線に結線されていること，電話回線が隣接するマンションのＭＤＦ盤に引き込まれていることを説明している。

③ 平成２年２月には[redacted]と[redacted]に対し民事訴訟を提起するために，[redacted]の法人登記の調査を依頼した。帝国リサーチへの依頼時期が平成２年４月ではなく，大草が当初から帝国リサー

チへ法人登記の調査を依頼していたことは本書面 39 頁以下で詳しく論じる。大草は，帝国リサーチの調査の結果，[redacted]なる法人が存在しないことが明らかとなったことを受け，この事実をオークサグループ社報（乙ホ150）で報じた。

④ 上記妙観講旧本部の盗聴器探査は，平成２年６月 22 日（2回目），平成２年９月 27 日（3回目）にも実施されている。このうち，２回目の調査もＮＴＴ職員の立会いなしにブラックボックスが開けられるという違法な調査であった（乙ホ 71「北林陳述書」33 頁）。３回目の調査はＮＴＴ職員，妙観講の顧問弁護士である遠藤弁護士，証人福田，大草，佐藤せい子，渡邉の立ち会いのもと，帝国リサーチ社員によって盗聴器探査の調査が実施されている（乙ホ 71「北林陳述書」33 頁，乙ホ 50）。これらの妙観講本部の電話盗聴調査が終了した直後，特別会員契約が締結され，平成２年 10 月１日にその年会費が支払われた（360 万円，乙ホ 51）。

⑤ その後，平成３年５月に Ｙ 宅の電話盗聴が帝国リサーチによって実施され（乙ハ１から６），さらに同年８月には創価学会池田名誉会長の親族調査が行なわれている（乙ニ 46 から 49，56）。

⑥ さらに，大草から渡邉を通じて本件各盗聴を依頼された帝国リサーチは，平成３年 10 月に妙泉坊の電話盗聴を試み，同年 11 月には宣徳寺の電話盗聴，Ｘ 宅の電話盗聴を実施した（乙ホ１から７）。

⑦ その後も大草，妙観講は帝国リサーチに以下のような調査を依頼している。

平成４年１月頃にはルノアール絵画の創価学会への売却代金の行方不明金の調査が行なわれ，平成４年１月から２月に大石寺周辺の右翼団体と創価学会の関係の調査，同年２月頃には当時経営不振が問題となっていたライペックス株式会社と創価学会・右翼団体との関係の調査が行なわれている（乙ニ 35 の１～10）。本書面 35 頁以下で詳述するように，大草の供述によ

れば平成４年２月には渡邉が除名処分になっているのであるから，これらの調査を渡邉が単独で帝国リサーチに依頼する動機は見当たらない。むしろ，創価学会を敵と看做している大草，妙観講に動機があり，これら調査の依頼者は大草，妙観講と見るのが合理的である。

このように大草，妙観講と帝国リサーチとの間には継続的な取引関係が確立され，しかも違法な調査を依頼するという強固な関係にまで高まっているのである。

（４）大草による隠蔽工作〔１〕（訴訟提起前）

ア　慧妙の記事

また，大草は，本件各盗聴事件発覚直後，平成８年２月１日付けの慧妙（乙ハ19）に帝国リサーチの福田のインタビュー記事を掲載し，本件各盗聴事件がなかったとの口裏をあわせるという隠蔽工作も行なっている。

①　大草が福田のインタビュー記事にあわせるため無理な供述をしていること

慧妙のインタビューに対して，福田は，「大草さんからは，これまで関係先の電話が盗聴されていないか調べてほしい，と盗聴器を探し出す仕事を依頼されたことがあります。それで，富士の理境坊とか東京の妙観講の建物とか，長野や静岡等の会社とかお寺とか，１件あたり５万円前後で，何ヶ所か調べてもらったことはありますよ」（乙ハ19）と話している。大草も，Ｘ　裁判のときから，潮丸京（甲府），信盛寺（長野県伊那市），オークサマテックス（長野県佐久市），大草の自宅（長野県佐久市）の調査を帝国リサーチに依頼したと供述している。

しかしながら，行程表（乙ホ142）からも明らかなとおり，１日でこれらの調査が行なわれたとする大草の供述には無理がある。

大草が供述する調査を１日で行なうことが可能かどうかについて，報恩社が検証したところ，潮丸京（甲府），信盛寺（長野県伊那市），オ

ークサマテックス（長野県佐久市），大草の自宅（長野県佐久市）を車で移動するだけでも，約13時間かかることが分かる（乙ホ142）。さらにこれらに調査時間を加えると，１日でこれらの盗聴器探査を行なうことなど事実上不可能である。

さらに，平成８年に解散した電話盗聴の実行犯帝国リサーチの福田恵美子社長が，現在社長を勤める調査会社「テイコク・ディテクティブエージェンシー」のホームページをみると，電話盗聴器発見調査について，

「お電話をいただければ２，３時間以内（都内の場合）でお伺いします。普通のご家庭やマンションの場合は検査に１，２時間かかります」（「探偵今岡のコラム」）http://www.teikoku-tde.co.jp/colamu/index1.html

と書かれており，それ以外にも，「盗聴のすべて 95 年版」には「平均２時間，長いと８時間」と書かれている（乙ホ160）。

にもかかわらず，大草が本件訴訟でも１日でこられの調査が行なわれたとの不合理な弁解を維持しているのは，「大草さんからは，これまで関係先の電話が盗聴されていないか調べてほしい，と盗聴器を探し出す仕事を依頼されたことがあります。それで，富士の理境坊とか東京の妙観講の建物とか，長野や静岡等の会社とかお寺とか，一件あたり五万円前後で，何ヶ所か調べてもらったことはありますよ」（乙ハ19）との巧妙の福田インタビューの話と辻褄をあわせるために他ならない。

② 大草は「宣徳寺の件」についても福田のインタビュー記事にあわせるため無理な供述をしていること

福田はインタビューに対し，富士の理境坊とか東京の妙観講の建物とか，長野や静岡等の会社とか寺院の調査を行なった（乙ハ19）と答えているが，大草から宣徳寺の電話盗聴器探査の依頼があったとは述べていない。

宣徳寺の盗聴器探査を帝国リサーチに依頼しなかった理由につき，大草は，秋元からそのような依頼がなかったからと弁解し，さらに秋元が盗聴されていると思わなかったと供述する。

しかしながら，大草は，平成３年当時，大石寺や大石寺の役僧が創価学会によって盗聴されているのではないかという疑いを持っていたのであり，末寺についても電話盗聴の危険を疑っていたのである。

宣徳寺の住職である秋元は日蓮正宗の渉外部長であり，日蓮正宗の敵対勢力から電話盗聴の対象となる危険が高く，盗聴器探査が必要な箇所であるし，事実，宣徳寺は電話盗聴の対象となったのであるから，渉外部長である秋元が電話盗聴される危険があったとは考えなかったと供述する大草の弁解は明らかに不合理である。

【大草供述調書 42 頁から 43 頁】

先程の巌妙の記事に戻りますけど，平成３年当時，大石寺や大石寺の役僧のそういうところの電話が創価学会によって盗聴されてるんではないかという疑いがあったわけですよね。

ええ。

大石寺だけでなくて，末寺もそうですよね。末寺に対しても疑いはなかったんですか。

あったかもしれませんね。ただ，末寺の電話ではあんまり重要な話ってのはないでしょうからね。

大石寺の役僧というのは日蓮正宗の役僧といってもいいですよね。

…法人が違いますからね，大石寺と日蓮正宗は。

立場的に重要な立場であるということは一緒ですよね。

重要な立場であることはそうですよ，大石寺。

日蓮正宗の渉外部長である秋元さんというのは日蓮正宗の役僧になりますよね。

そうです，はい。

平成３年当時なんですけども，あなたが，宣徳寺の調査というのを例えば帝国リサーチに依頼されなかったのはどうしてなんでしょうか。

そういう依頼がないからですよ。大修寺さんからは依頼があったからしたんです。

渉外部長という要職についてる秋元さんの宣徳寺が盗聴されてるんではないかという疑いは持たれませんでしたか。

いや，そういうことは考えたことないですね。

このように大草は「宣徳寺の件」についても福田インタビューにあわせて無理な供述を行なっている。

③　慧妙が秋元にインタビューしていないこと

慧妙は，上記のとおり，福田へのインタビューは行なっているが，秋元へは何も確認していない。

福田はインタビューの中で，「同紙は『理境坊所属の妙観講が電話盗聴を行っていた。電話盗聴の命令者は妙観講講頭の大草一男』などと決めつけ，その盗聴先を『渉外部長・秋元広学が住職を務める宣徳寺』とし，時期は『平成三年十一月二日，三日，六日～十日，十二日～十六日，十八日～二十一日の計十六日間行われた』としている」「先程，ここに（『地涌』に）書いてある日時を調べてみましたら，たしかに，その時期に該当する仕事はありましたが，それは盗聴などではありません。他の人からの調査依頼で行った，張り込み調査です。昼でも夜でも写る特殊なカメラを持って行って設置し，張り込んだわけです。その目的？それは私は依頼者ではないから，分かりません。でも，探偵社としては，合法的な範囲での，普通の仕事ですよ。」（乙ハ 19）と答えているが，この調査が秋元の依頼による調査であれば，秋元に調査の内容を確認し，帝国リサーチによる宣徳寺の電話盗聴がなかったことが容易に証明できるはずである。しかしながら，慧妙はこの調査

について秋元へ一切確認していないが，大草も，秋元に確認すれば宣徳寺が電話盗聴ではないと容易に立証できるのではないかとの趣旨の質問に対して，大草もそこまで考えていなかったと供述している（大草供述調書 43 頁から 44 頁）。

大草は，X　裁判の際に証拠説明書の作成を日蓮正宗の渉外部に依頼していた（乙ホ 145）。この証拠説明書（乙ホ 145）には日蓮正宗の渉外部のファックス番号が記載されており，渉外部で作成された証拠説明書を大草がそのまま提出していたことは明らかなのである。このように渉外部と連絡をとれる大草，妙観講が，秋元へ取材をしていないのは極めて不合理である。

慧妙が秋元への取材を行なっていないのは，帝国リサーチが行なった宣徳寺の調査が張り込みや盗聴器探査などではなく，電話盗聴であることを知っていたからに他ならない。

④　小結

以上のように，大草は本件各盗聴事件を帝国リサーチに依頼した事実を隠すために，盗聴の実行者である帝国リサーチの社長である福田を慧妙に登場させ，電話盗聴はなかったとの虚偽の供述をさせたのである。

イ　桑原テープ

①　桑原テープは平成８年５月 22 日に録音されたもの（甲 26 の１）と，平成８年５月 24 日に録音されたものと（甲 27 の１）とがある。

ところで，原告は渡邉の求釈明に対し，準備書面（４）９頁，10 頁で，平成 12 年春頃，ダビングしたテープと手書の反訳書が桑原から妙観講に送付されおり，本件訴訟に提出された反訳書（甲 26 の１，２）は，いずれも妙観講員である永井均，吉尾和美がワープロ化したものであると釈明している。

しかしながら，本件訴訟で原告が提出した証拠説明書によれば，本件訴訟に提出された反訳書（甲26の1，2）の作成日付はいずれも平成8年5月頃となっており，これら反訳書が妙観講員によってワープロ打ちされたとの原告の主張を前提とすれば，桑原テープが録音された直後に妙観講員である永井均，吉尾和美によって反訳書がワープロ化されたことになるし，テープも平成8年5月に送られてきたことになるはずである。

また，X　裁判で提出された証拠説明書（乙ホ145）では，作成者が大草となっており，作成日はやはり平成8年5月となっている。このように，反訳書が作成された時期は平成8年5月と一貫しているのであり，平成12年にテープが送られたとの原告の弁解は平成8年5月には既に桑原からテープが送られてきていた事実を隠すための虚偽と言うべきである。

原告がテープを受け取った時期を平成8年5月ではなく，平成12年に変遷させてようとしているのは，本件各盗聴発覚後，大草，妙観講が，桑原を利用して，渡邉に不利な供述をさせ，その会話を録音して本件各盗聴の事実を隠蔽しようとしたからと考えられる。以下にのべるとおり，桑原テープには大草にとって有利ともとれる渡邉の会話が録音されているが，この会話が桑原の誘導によって引き出されたとの印象を払拭することが目的であった。

② 原告は準備書面（4）4頁で，桑原テープの反訳から（甲26の2），「被告渡邉が電話盗聴事件について，無実の『大草に全部罪かぶせ』ようとしていたこと」が明らかであると主張する。

しかしながら，以下のとおり，反訳書（甲26の2）には大草が本件各盗聴及びそれ以外の電話盗聴の首謀者であるとの渡邉の発言が明確に記載されている（創価学会準備書面（9）19頁～23頁参照）。

反訳書（甲 26 の2）には「やっぱり首謀者は大草だしね。でまた，僕の特別会員の名前になっているとかって，大草盛んに言うけども，僕にその当時そんなお金払うゆとりは無いから」（3頁），「あの～探偵社というのは盗聴するのが仕事みたいなものだけれども，でも，それをやらないというのが建て前だから。だから，しょっちゅう僕が何百万もお金持ってね，何十万持ったり何百万の場合もあるけど，それを持ってね，新宿までお金届けて，で，盗聴したテープを受け取って大草のところに届けて，大草と一緒に聞いて，それは顕正会であれ，創価学会であれ，宗門であれ，正信会除く全ての団体盗聴してますから」（4頁），「大草の命令によってやりましたと言ってるわけですね」（4頁）との記載がある。

このように，渡邉は桑原テープの中で，大草の指示で，顕正会，創価学会，日蓮正宗に対し電話盗聴が実施されたと明確に述べているのである。

原告が指摘する『大草に全部罪かぶせ』との箇所は以上の渡邉発言の後に出た渡邉の発言である。その内容を以下に記載する。

反訳書（甲 26 の2）10 頁では，「はっきり言えば，大草に全部罪かぶせてね，妙観講全部クビにして島流しにしてね，佐渡ヶ島の寺にでもやってね，それで，小川住職と僕で妙観の財産山分けしていいわけですよ。平気なんですよ，そんなこと。無実の者に罪かぶせたって。佐藤せい子とか，中林とかには罪あるけども，それ以外のね，他の人が，仲間（聞き取り不可）罪かぶせたってね，無実の者だからいいんだけれども」との記載がある。

この渡邉の発言の中で「大草に全部罪かぶせて」とは言っているが，「無実の大草」とは言っていない。さらに，渡邉はこの発言の前に電話盗聴の首謀者は大草であると明言しているのであり，「大草に全部

罪かぶせて」とは盗聴の首謀者である大草以外にも日顕，小川が盗聴に関与しているが，全て大草一人に責任を負わせるとの趣旨の発言と読むのが合理的である。

また，渡邉は「無実の者に罪かぶせたって」と述べているが，これは「大草に全部罪かぶせてね，妙観講全部クビにして島流しにしてね」との発言に出てくる盗聴と無関係の妙観講員が無実だと述べているに過ぎない。

よって，反訳書（甲 26 の2）から，渡邉が無実の「大草に全部罪かぶせ」ようとしていたことが明らかだとする原告の主張は誤りであり，むしろ，大草が盗聴の首謀者であるとの事実が明らかとなる。

（5）大草による隠蔽工作２（訴訟提起後）

ア　大草が「妙泉坊の件」に渡邉が関与したことを殊更に薄めようとしていること

妙泉坊の件は，電話盗聴未遂事件であり，大石寺の道案内役の適任者は本件各盗聴事件の依頼者が大草であると知っていた渡邉以外にはいなかった。

ところが，前述のとおり，大草が帝国リサーチに依頼した調査が大石寺全体の盗聴器探査であったのか，それとも妙泉坊へに対する電話盗聴であったのかは，本件各記述の真実性を決定付ける重要な争点であることから，大草は妙泉坊の電話盗聴未遂事件を隠蔽するため，①平成３年当時の渡邉は活動停止処分中であったし，②既に平成３年５月から創価学会に接近しており，信用できない人物であったことや，③このような渡邉を大石寺に同行させたのは単なる道案内をさせるためであったなどと弁解をしている。

しかしながら，以下に述べるとおり，これらの大草の弁解はいずれも虚偽である。

①　渡邉が帝国リサーチの窓口となっていたこと

渡邊は以下のとおり，大草，妙観講の窓口となって帝国リサーチへの電話盗聴の依頼を行なってきた。

渡邊は，昭和61年，大草から妙観講の上條光孝（当時，妙観講の教学部長）の素行調査を，調査会社に依頼するよう指示され，電話帳で帝国リサーチを見つけ，同社に依頼した。この調査をきっかけとし，帝国リサーチへ長期に渡り多数の調査が依頼された。その中で以下のように渡邊を窓口として顕正会電話盗聴事件，Y　宅電話盗聴事件，本件各電話盗聴事件が帝国リサーチへ依頼された。

昭和63年，大草の指示で，渡邊は，当時，妙観講と対立抗争関係にあった顕正会（かつて妙信講と称し日蓮正宗の信徒団体であったが，教義解釈で日蓮正宗と対立し細井日達管長より昭和49年8月12日に講中解散処分を受け，現在でも「顕正会」の名称で活動を続けている団体）の[redacted]である[redacted]の自宅を電話盗聴するよう帝国リサーチに依頼した。

さらに，平成3年5月には，大草の指示で，渡邊は，Y　が創価学会の青年部幹部であるとともに，「地涌」を発行している創価学会の宗門対策室のメンバーであると考え，Y　宅の電話盗聴を帝国リサーチに依頼した。

平成3年10月には，秋元（宣徳寺住職），八木（妙泉坊住職）及びX　が創価学会側のスパイであると考えた大草が，渡邊に指示して帝国リサーチに本件各盗聴を帝国リサーチに依頼し，平成3年10月に妙泉坊への電話盗聴が試みられ，平成3年11月には宣徳寺の電話盗聴，X　宅の電話盗聴が実施された。

本件各盗聴事件後，平成4年2月に渡邊は妙観講を除名処分されるが，その後も理境坊の直属信徒として小川のもとで活動し，小川から創価学会の情報を集めるようにとの特命を受けて，もっぱら創価学会の青年部幹部である　Y　を通し情報を収集していた。

このように，渡邉は，本件各電話盗聴事件以前から，大草に指示によって，窓口となって帝国リサーチに電話盗聴を依頼しており，大石寺の案内役はこれらの盗聴事件を知っている渡邉しか行ない得ない重要な任務だったのである。

② **活動停止処分であるとの大草供述は盗聴を隠蔽するためのカムフラージュであること**

大草は平成３年当時に渡邉が活動停止処分であったと供述しているが，平成３年当時の渡邉の活動状況からすれば，渡邉が活動停止処分中であったとは到底考えられないのであり，渡邉が活動停止処分中であったとする大草の供述は，渡邉の処分を如何様にでも創作しうる立場にある大草の虚偽と言うべきである。

平成３年９月 25 日に渡邉は創価学会との法論をしているのであり，その法論には妙観講の理事である中森絹代，班長である井上啓一らが参加している。しかしながら，大草の供述によれば理事である中森絹代は渡邉が活動停止処分中であったことを知っていたはずであるが，大草は，活動停止処分中である渡邉が創価学会との法論に参加していたとの報告を中森絹代から受けていないと供述する。しかも大草は，中森絹代に確認したところ中森絹代は渡邉が参加した平成３年９月 25 日の法論を覚えていないと供述している。

【大草供述調書 68 頁～69 頁】

乙ハ 35 号証（報告書写し）を示す

これを見ると，平成３年９月 25 日午後 11 時半から 26 日の午前３時半頃まで法論が行われており，妙観講側からは渡邉さんのほかに中森絹代さん，井上啓一さんら全部で７人が参加したということが書かれてあるんですけども，この法論のことは知ってましたか。

知りません。全然知りませんね。

中森絹代さんとか井上啓一さんというのは当時，妙視講でどのような立場の人でしたか。

当時は幹部ですよ。井上は班長ですし，中森はどうでしょう。部長だったのか支部長だったのかよく分かりませんが。

中森さんは妙視講の理事ではありませんでしたか。

理事ですよ。

その法論の報告をあなたは受けていないんですか。

受けてません。

中森さんは妙視講の理事だから，渡邉さんが当時，活動停止処分になっていたことは知っていたはずですよね。

知ってるはずですね。

それを知っていたのに，そういった創価学会の法論に参加したということですか。

今回，中森にも井上にも確認をしましたけれど，その結果を申し上げていいんですか。

答えてください。

中森のほうは当時，渡邉が参加したということについてはまったく記憶がないということでした。井上については，自分が渡邉に応援を頼んだかもしれないと，それで参加したかもしれない，うろ覚えだけれど，こういうことでした。

この法論は平成3年9月25日に行われてるわけですから，実際に活動停止処分には渡邉さんがなっていなかったということの裏付けではないんですか。

そんなことないですよ。陳述書で出してありますように，渡邉の活動停止自体は理由が理由ですから，講中には広くそれは知らしめなかった。理由は前に陳述書でも述べてありますよね。だから班長の井上は知らなかったと思いますよ。

中森さんは妙視講の理事だったわけですから，当然知ってるわけですよね。

うん，でも井上は知らないですね。

中森さんはその法論のことについては記憶にないということを言われてるということですか。

この当時，毎日のように法論があったんで，どこで誰が来たっていうことはまったく記憶がないそうですね。

しかしながら，大草が供述するように渡邉が活動停止処分中であれば，少なくとも渡邉が活動停止処分中であることを知っている中森絹代は，渡邉を監視してその法論の様子を大草に報告するはずであるし，渡邉は活動停止処分中であり，頻繁に創価学会関係者との法論に参加できる身分ではないはずであるから，中森絹代が平成３年９月 25 日の創価学会との法論を覚えていないというのは極めて不自然である。

中森絹代が渡邉の参加を大草に報告もせず，また，今となっては平成３年９月 25 日の法論に渡邉が参加したことも記憶していないとの大草の不自然な供述は，かえって渡邉が頻繁に創価学会関係者との法論に参加し，自由に活動していたことを裏付けている。

③　渡邉を信用していないとの大草供述は虚偽であること

（ア）大草は，X　裁判で提出した平成 12 年５月 15 日付の陳述書（乙ホ４１）の中で，渡邉が平成３年５月頃から創価学会へ急速に接近した旨の記載をしており（乙ホ 41「X　裁判大草陳述書」46～48 頁），さらに本件訴訟でもその旨供述している。

【大草供述調書 79 頁】

Y　さんと渡邉さんが酒を飲んでいるという話は，あなたがそれを見たのが初めてですか。それ以前にそういった話を聞かれたことはなかったんですか。

それ以前だか以後だか，江島君からそういう報告はあった記憶ですね。

あなたの X　事件で出してる陳述書を見ると，それは平成３年４月の法論から

その後の５月の法論の間に江島さんがそれを渡邉さんから聞いたということじゃないんですか。

そういう記憶だと。

よろしいですか。

その記憶でそういうふうに申し上げたと思いますね。

じゃあ平成３年４月から５月の間ということでいいでしょう。

はい。

あなたの陳述書を見ると，それ以降，渡邉さんが学会に急速に接近していったんだと書かれてますよね。

はい。

つまり，それは平成３年５月以降，急速に接近していったんだという認識だったわけね。

そうですね。

それはよろしいですね。

そうです，はい。接近はしてましたよ。

また，平成３年10月末には，大草は，Ｙ　と■■と一緒に酒を飲んで家路に向う渡邉とばったり会い，このとき渡邉から広宣流布万歳，創価学会万歳と言ったとの話を聞かされた旨供述する（乙ホ60「Ｙ裁判大草供述調書」７頁）。

この頃，平成３年10月から11月にかけて，以下のように創価学会と日蓮正宗との間に目に見える形で亀裂が生じていたのであり，渡邉がＹと飲んで広宣流布万歳，創価学会万歳と言ったのであれば，渡邉に対し何らかの処分，注意があってしかるべきであるが，大草は，渡邉を処分していないばかりか，注意もしていない（大草供述調書30頁）。

Ｈ３．10．17	藤本総監が全国教師代表者会議で創価学会に対する処分の要望書なるものを提出するよう求める（乙ホ133）。

11. 7	創価学会対する解散勧告書が出される（大草供述調書29頁）。
11. 28	創価学会に対する破門通告書が出される（大草供述調書29頁）。

（イ）また，大草は平成3年10月に渡邉を大石寺に道案内として行かせた時期と創価学会万歳と渡邉が言った時期の前後関係を覚えていないと供述する。

【大草供述調書27頁】

あなたの言い分としては，平成3年10月頃には大石寺の調査をしたということをおっしゃっておられますよね。

はい。

これに渡邉を道案内としてつけたということをおっしゃっておられますよね。

ええ。

その道案内につけたのと，Y　に会って酒を飲んで万歳をしたという出来事とはどちらが先ですか。

これは分からないですね。10月末頃だったと思いますけどみたいな書き方ですからね。

あなたの印象としてはどっちが先ですか。

記憶にないです。もう15年近く前のことですから分かりません。

あなたが渡邉に道案内で行かせたのと万歳という出来事があったと話を聞いたのとはどちらが先でしょうか。

ちょっと分からないですね。

しかしながら，前述のとおり，平成3年10月から11月にかけては，創価学会と日蓮正宗との間に目に見える形で亀裂が生じていた時期である。大草の供述によれば，このような緊迫した状況の中で，創価学会による大石寺の盗聴疑惑があり，大石寺全体の盗聴器探査が実施されたのであるから，広宣流布万歳，創価学会万歳と言った渡邉の発言を大石寺の調査前に聞いていれば，盗聴器探査の情報漏洩の危険を考え，渡邉を

道案内からはずすべきか否か悩むはずであるし，大石寺の調査後であれば，大石寺の盗聴器探査の情報が事前に創価学会へ漏れたのではないかとの疑いを抱き，渡邉を大石寺の道案内役に選んでしまったことを後悔するだけでなく，査問し，注意するはずである。ところが，大草はそのような行動をとることなく，前後関係すら覚えていないと供述するのである。

創価学会と日蓮正宗との間が緊迫した関係にあったにもかかわらず，大草が，渡邉の広宣流布万歳，創価学会万歳との発言を聞いても，査問せず，注意もせず，気にかけることすらしなかったのは，大草の存知，了承の範囲内の行動であったからであり，むしろ渡邉に創価学会の情報収集を指示していた可能性すら否定できない。

以上のように，大草は，渡邉が創価学会関係者と接近し，信用できない人物であるかのごとき供述を繰り返すが，これらの供述は虚偽である。

④ 大石寺全体の盗聴器探査であっても道案内役は重要な任務であること

また，大草は大石寺全体の盗聴器探査だと弁解し，渡邉はその道案内役に過ぎないと供述している。

しかしながら，この大草の供述を前提としても，創価学会によって大石寺が盗聴されているかも知れないとの疑惑があったことから，帝国リサーチに大石寺全体の盗聴器探査を依頼したのであるから，事前に大石寺の盗聴器探査の情報が漏れないよう配慮するため，道案内として辻に同行する人物は信用できる人物でなければならない。よって，大草の供述を前提としても大石寺全体の盗聴器探査の道案内役は重要な任務と言うべきであり，この重要な任務に渡邉が選ばれたのであるから，平成3年10月当時も渡邉は大草から信用されていたことになる。

⑤ 小結

以上のように，大草は妙泉坊の電話盗聴未遂事件を隠蔽するため，①

平成３年当時の渡邉は活動停止処分中であったし，②既に平成３年５月から創価学会に接近しており，信用できない人物であったことや，③このような渡邉を大石寺に同行させたのは単なる道案内をさせるためであったなどと弁解をしているが，いずれの弁解も不合理なものである。

これは，妙泉坊が電話盗聴未遂事件であり，大石寺の道案内役の適任者が盗聴の事実を知っている渡邉以外にはいなかったとの事実を隠蔽し，本件各盗聴事件全体への関与も否定するためになされた大草の隠蔽工作の一端なのである。

イ　妙観講の規約・講則の改竄

妙観講を辞めたにもかかわらず，小川が住職を務める理境坊の直属信徒になった者は渡邉以外には一人も存在しない（乙ホ17「X　裁判18回小川供述調書」37頁）。渡邉は平成４年２月に除名された後も小川の直属信徒として活動し，大草にも直通電話で連絡を取り合っていたのである（乙ホ14「X裁判渡邉陳述書」204頁）。

渡邉は小川，大草の話し合いによって，妙観講をやめた後も理境坊の直属信徒になるという異例の特別扱いを受けていたのである。このように，渡邉が特別扱いを受けたのは，まさに小川，大草の指示により帝国リサーチに本件各盗聴事件を依頼した人物であり，渡邉を切り捨てることによって本件各盗聴事件を暴露されてしまうことを恐れたからである。

そのため，渡邉に対する除名処分は，同人への書面による通告もなく，機関紙への公告もなく，何ら効力の生じない無効のものであった。大草にしてみれば，渡邉は大草妙観講による本件盗聴を知るものであるから，同人と完全に縁を切ることはできず，中途半端な処分にせざるを得なかった。このことは渡邉が陳述書（乙ホ14「X　裁判渡邉陳述書」204頁）で正式な除名処分を受けたとは認識していないと陳述していることからも伺える。

ところが，X　裁判に至って，渡邉が本件各盗聴事件を暴露したため，

大草は本件各盗聴事件への関与を否定するため，除名処分を完全な効力あるものとしようとして，以下のように「妙観講」規約・講則を改竄するという隠蔽工作を行ったのである。

X　裁判で大草は「妙観講」規約・講則を乙ロ第50号証として提出し（乙ホ134），同じく乙ロ第90号証として妙観講の冊子（乙ホ135）を提出している。

X　裁判で乙ロ第50号証として提出された「妙観講」規約・講則（乙ホ134）の46条4項では「第2項の処分は，書面をもって本人に通告，又は会館，機関紙に公告することによって効力を発する」と規定されており，「又は会館」との部分が手書になっている。

一方，X　裁判で乙ロ第90号証として提出された妙観講の冊子（乙ホ135）には「第2項の処分は，書面をもって本人に通告，もしくは，機関紙に公告することによって効力を発する」と規定されており，先の「妙観講」規約・講則で「又は会館」と手書きで修正されていた箇所が「もしくは」と活字で印刷されたままとなっている。

この「妙観講」規約・講則（乙ホ134）と妙観講の冊子（乙ホ135）を比較するに，「妙観講」規約・講則（乙ホ134）は12頁から始まっており，妙観講の冊子（乙ホ135）の規約・講則も12頁から始まっており，双方は46条4項の「又は会館」「もしくは」の部分を除き，頁数やその内容は全く同一である。

そもそも12頁目から始まる規約・講則が存在することなど考えられず，X　裁判で大草が乙ロ第50号証として提出した「妙観講」規約・講則（乙ホ134）は，乙ロ第90号証の妙観講の冊子（乙ホ135）の一部をコピーし，手を加えた（改竄した）ものと考えるのが合理的である。

この2種類の規約・講則が存在することに関し，大草は改訂前のものが平成4年に印刷して載ってしまったのであり，妙観講ではこれに手書きで

修正を加えているものを使用しているとの弁解をした。

【大草供述調書32頁～34頁】

そちらの講則には，「もしくは」と書かれてて，あなたのほうで別件裁判で証拠を出されたほうには，「又は会館」という形で手書きで変えられてるんですが，これはどういう理由でこういうことになってるか説明できますか。

はい，できますよ。講則は56年の8月に決めたものですね。それをそのまま掲載してしまったんですが，当然，その中で違った文言があった。それがこれですね。

違った文言，内容が変わるんじゃないですか。

ですから改訂ですよ。55年の8月に施行するという講則なわけですから，それが平成4年に印刷したものに載ったわけですね。その間に改訂してる内容があるわけですよ。先生，これをどこから入手されてどうされてるか知りませんけど，こちらで出してるものが正しいです。

あなたが証拠で出したほうが正しいという趣旨ですか。

はい，それが正しいです。

渡邉に対する処分は平成4年2月ですよね。

そうです。

この冊子が出されたのは平成4年4月以降ですよね。

はい，そうです。

だから平成4年4月以降に出された講則に，渡邉を処分した時点では135号証だったんじゃないんですか。

いや，違いますよ。これを印刷した時点で56年当時のものがそのまま載ってしまったんで，後からこれは直して，講中で使ってるのは，これを直して使ってるということですよ。

あなたが出されてる「妙観講」規約・講則，乙ホ134号証は12ページから始まってますよね。

はい。

乙ホ 135 号証の規約・講則の同じ 12 ページから始まってるんですよ。これは 135 号証の冊子からあなたが裁判のために抜き出して，あなたが手を加えて裁判所に出したんじゃないんですか。

そうじゃないですよ。現状はこういうふうにして使ってるということですよ。

現状は 12 ページから始まる規約を使ってるとおっしゃるんですか。

だってこれ，規約じゃないですよ，先生，この前のほうにでてるのは。

あなたは妙観講では乙ホ 134 号証の 12 ページから始まる，そうゆうものを原本として使ってるということですか。

規約・講則はそうですよ。

12 ページから始まるんですか。

規約・講則はそうですよ。だってそんなのわざわざ印刷するだけ余計にお金かかりますからね。

しかしながら，妙観講の冊子（乙ホ 135）は X 裁判で大草が乙ロ第 90 号証として提出したものであるから，大草が弁解するように講中で妙観講の冊子（乙ホ 135）に手書きで修正を加えたものを使用しているのであれば，大草が X 裁判で提出した妙観講の冊子（乙ホ 135）にも手書きの修正がなされているはずである。ところが，この妙観講の冊子（乙ホ 135）には手書きの修正がなされていないのであり，大草の弁解は明らかに虚偽である。

大草は X 裁判で妙観講の冊子（乙ホ 135）から「妙観講」規約・講則を抜粋したものに改竄をして，乙ロ第 50 号証として提出したが（乙ホ 134），このことを失念し，妙観講の冊子（乙ホ 135）を乙ロ第 90 号証として別途提出したため，２種類の妙観講の規約・講則が X 裁判で証拠として提出されたのである。

ウ ■■に関する調査報告書の偽造

さらに大草は，渡邉が活動停止処分中であったなどという隠蔽工作を行なうばかりか，以下のように帝国リサーチとの関与の度合いを薄め，本件各盗聴事件の依頼者が自分であるという事実を隠蔽しようとしている。

① 調査報告書（乙ホ 53，54，129）はいずれも大草がオークサ本社の代表取締役をしていた頃に総務部に依頼して取寄せさせたものである。

ところで，この帝国データバンクの調査報告の受付番号の最初の２桁は依頼者の地域を意味しており，依頼者の所在地が東京であれば 98，依頼者の所在地が大阪であれば 58，依頼者の所在地が長野であれば 33 から番号が始まるようになっている（乙ホ 148）。

したがって，オークサ本社は長野県に所在していることから，総務部が取り寄せたならば，受付番号は 33 から始まるはずであるが，オークサ本社が取寄せたという調査報告書（乙ホ 53，54，129）の受付番号は全て 98 から始まっているのである。

大草は，以下のように，この調査報告書の受付番号の説明を受けるまでは，これらの調査報告書は長野県から取寄せたものであると供述したにもかかわらず，受付番号の説明を受けると突然その供述を変えて，東京都港区にも営業所があったとか，総務部がしたことなので分からないと弁解した。

【大草供述調書 21 頁～23 頁】

乙ホ第 53 号証，乙ホ第 54 号証及び乙ホ第 129 号証（調査報告書等し）を示す

これらはあなたが平成２年当時，代表取締役を務めておられた株式会社オークサ本社から依頼して取り寄せたものなんでしょうか。

そうですね，はい。

株式会社オークサ本社というのは長野県に所在していましたよね。

そうです，はい。

これは長野県から取り寄せされたということでよろしいですか。

そうですね，はい。

乙ホ第130号証ないし乙ホ第132号証（調査報告書）を示す

これは今回の尋問にあたって，こちらのほうで取り寄せをした帝国データバンクの調査報告書なんですけれども，乙ホ 130 は東京都中央区から取り寄せをしたものです。乙ホ 131 は私のほうの事務所から取り寄せたものですから大阪から取り寄せたものです。乙ホ 132 は長野県から取り寄せたものです。それぞれの受付番号というところを見ていただきたいんですけども，乙ホ 130 は 98 から始まってますね。

はい。

乙ホ 131 は 58 で始まってますね。

はい。

乙ホ 132 は 33 で始まってますね。

はい。

先程，最初に示したあなたがお取りになった 3 通の調査報告書は，これらはいずれも受付番号を見ますと 98 で始まってますよね。

はい。

こちらのほうで帝国データバンクに確認したところ，この受付番号の最初の二桁というのは依頼者の地域を示してるんだということをおっしゃってるんです。98 というのは東京 23 区から取り寄せた場合の番号になると教えてもらったんですけれども，あなたが取り寄せたとおっしゃる乙ホ 53，54，129 は本当に長野県のオークサ本社から取り寄せたんですか。

そうですよ。ただ，長野県のオークサ本社とおっしゃいますが，本社の所在地が長野県佐久市でございますから，オークサ本社の事業所は東京都港区にもございました。

だから先程，確認したじゃないですか。長野県のオークサ本社からデータバン

クに取り寄せをされたんですかという。

そうゆう趣旨の質問だと思ってませんから。

じゃあどこから取られたんですか。

場所は分かりませんよ。うちの本社の総務部がやってますから。

分からないんですね。

私個人じゃありませんので。

東京から取られた可能性もあるということですね。

それはありますね。それは私は分かりません。総務部でやりました。

このように大草は，東京の港区にも事業所があったと供述するが，北林陳述書（乙ホ 148，2頁から3頁）によれば，「企業コード」は本店所在地別に定められており，本店が長野県にあるオークサ本社が依頼した場合には，例え東京の営業所からの依頼であっても，受付番号は 33 から始まるのである。

したがって，東京に営業所があるとの弁解によっても，受付番号が 98 から始まっていることについての説明とはなり得ない。大草は東京の業者に調査依頼をした事実を殊更に隠蔽しようとしているとしか考えられない。

② ところで，大草は，帝国リサーチに[redacted]の調査を依頼し，この帝国リサーチの調査によって[redacted]なる法人がないと判明したことから，オークサグループ社報（乙ホ 150）で，そのことを報じたと供述する。

【大草供述調書 23 頁から 24 頁】

乙ホ第 55 号証（陳述書写し）を示す

2ページ目のところでは，最初に帝国データバンクで調査を依頼したんだけれども，なかなか登記が出ないと，登記が未詳だということしか分からないので，あなたのほうで，調査がお手上げになったので，困り果てて渡邉を介して帝国

リサーチに調査を依頼したんだというくだりのことが書いてますよね。

ええ，そうですね。

その結果として，この[redacted]氏が経営しているといわれている株式会社[redacted]なる法人が帝国リサーチの調査によって存在していないんだと，偽りの会社なんだと。もともと登記簿謄本は上がらないんだということが判明したということですよね。

そうですね，はい。

これは帝国データバンクでもここまでのことは分からなかったわけですよね。

分からなかったですね。

あなたとしては帝国リサーチによって，ここまで調べられたんだとこの調査については信用されてたんでしょうか。

この調査を信用したかどうかですか。それは[redacted]氏本人を訴訟のときに当然，身分とか会社を確認しますよね。それをやろうとしたら，ご本人がもう和解をしたいということで訴訟自体を投げてしまいましたから，だから当然，これは事実だったんだなというふうに理解しました。

そうすると帝国リサーチのこの調査は正しかったんだというふうに当時も今も思っておられるわけですよね。

そうです。

乙ホ第150号証（オークサグループ社報写し）を示す

これは

オークサグループで出してる社内報ですよね。

そうです，はい。

この１枚めくっていただいて２枚目の上段のところに，[redacted]なる法人も存在していないこと（これは信じがたい商法違反です！）が判明したり，[redacted]氏が証言台に立つことを逃避してしまったりということが書いてますよね。

はい。

これは和解した後に出された文書ですよね。

そうですね，はい。

あなたとしては社内報でも出されてるんですから，これだけ帝国リサーチの話というものを確信されてたわけですよね。

そりゃそうですよ。

実際のところ，帝国リサーチには費用は払われたんですか。

払ってないですね。

これだけの調査をしていただいたのに。

いや，これだけの調査っていったって，私の陳述書を読んでいただければ分かりますが，電話１本かけただけですよ。その帝国リサーチというところで[redacted]さんのところに電話１本かけたら分かったんですよ。

しかしながら，そもそも[redacted]の商業登記謄本の調査を始めた動機は，[redacted]氏と[redacted]に対し訴訟を提起するにあたって，商業登記謄本が必要であると弁護士から言われたからであり，帝国データバンクからの調査報告書（乙ホ53，54）を見れば，法人登記がなされていない事実は充分に把握できる以上，新たに帝国リサーチに調査依頼をする必要はないはずである。

また，大草は[redacted]の件については調査費用を支払っていないと供述するが，オークサグループ社報（乙ホ150）で大々的に報じるほど貴重な情報を帝国リサーチから得たのであるから，その費用は支払われた，あるいは，費用を支払わなくてもすむような継続的な取引関係が従前より存在したと考えるのが合理的である。

しかも，報恩社代理人の電話録取書（乙ホ166）から明らかなとおり，帝国データバンクが調査の対象となる会社関係者の名刺を調査報告書に添付することなどあり得ず，[redacted]に関する報告書（乙ニ33）は帝国データバン

クが作成したものではないことが分かる。

以上のような不合理さに加え，帝国データバンクの調査報告書の受付番号が 98（京京）から始まっている事実を考え合わせるに，大草は，最初から帝国リサーチに[redacted]の調査を依頼し，帝国データバンクの調査報告書も帝国リサーチが取り寄せたと考えるのが合理的である。

しかるに，大草は，渡邉が[redacted]の調査を帝国リサーチに依頼したとき，渡邉のから帝国リサーチとの名前がでなかったと供述した（大草供述調書 60）。また，X　裁判でも同様の供述をしている（乙ホ 20「X 裁判 15 回大草供述調書」63 頁から 64 頁）。これは，大草が帝国リサーチと取引を持ったのが平成２年４月であり，それ以前は存在すら知らなかったと供述することにより，平成元年９月の妙観講本部におけるＮＴＴ職員立会いなしでの違法盗聴器探査や，さらには，昭和 63 年から実施されていた顕正会幹部宅盗聴行為が渡邉の単独犯行であるとするためのものである。

エ　渡邉批判（上申書）

大草は X　裁判において渡邉を批判する多数の上申書を証拠として提出しているが，これらの上申書には不合理な点や矛盾が数多く見られる。

一例として，金澤智子の上申書を例に挙げると，同人は平成５年，「醜悪怪文書を粉砕す」（乙ホ 139）の中で渡邉が金澤宅に泊まろうとした事実を名古屋の妙観講員から聞いたと述べていたが，X　裁判で提出した上申書（乙ホ 138）では，渡邉が何人もの女性を引き連れ，金澤宅をホテル代わりに使っていたとの証言に変遷している。

この金澤智子の証言の変遷は明らかに矛盾しているが，この点について，大草は，班長会で女性の信徒のプライバシーにかかわるようなことは言えないなどと弁解している（大草供述調書 34 頁から 36 頁）が，班長会よりも法廷で事実を暴露される方が個人のプライバシーは侵害されるのであり，大草の上記弁解には合理性がない。

その他，X　裁判で提出された上申書にも，不合理な点や矛盾が多々見られるが，これは，X　裁判で提出された上申書が大草の主張に沿って作られた作文であり，個々人が体験した事実が記載されていないからである。このような渡邊批判の上申書が，X　裁判ではいち早く提出されている。これは渡邊の話が事実であり，渡邊の話に対する合理的に反論できないため，渡邊に対する事実無根の人格非難に躍起になったものと考えられる。

（6）証拠（乙ホ1の1から2）の分析

北林がAから入手した資料である請求書2通（乙ホ1の1，2）及び塩谷作成のファックス文書（乙ホ2，註）について，渡邊は，上記2通の請求書は何れも大草の指示で帝国リサーチに依頼して作成したものであると主張し，原告らは，渡邊が本当は盗聴に関与していない阿部や大草をして，関与したかのように見せかけるためのものである旨主張し，この証拠を巡って両者の主張は真っ向から対立している。

註　【ファックス文書・乙ホ2】

「FROM　テイコクリサーチ　　1992．1．22　　15：11　　P．1

渡　辺　　様

メモを入れずに申し訳ありませんでしたが、この件（2,354,580円）の請求書分は、本山に出すので正規の料金で請求書を作成して欲しいとの事で、前回お渡し致しましたが、勿論、そちら様から頂く時は、45%引きです、差し引いた金額のものをＦＡＸで送りますので、よろしくお願い致します。」

上記ファックス文書に記載されている「前回渡した請求書」が乙ホ1の1であることは請求金額を見れば明らかである。また、ファックスで送るとされている「45%引きの請求書」が乙ホ1の2であることは，乙ホ1の2に45%引きの請求金額が記載されていることから明らかである。因みに，帝国リサーチの福田は，X　裁判においてこの事実関係を前提とした供述

をしている（乙ハ16「福田尋問調書」29頁）。

なお，上記２通の請求書の作成動機が，渡邉がその差額を着服しようとしたことにあると考えることは，渡邉以外に盗聴資金の拠出者（真の依頼者）が存在することを前提とした議論であり，原告らがこのような主張をしていないことは明らかであるから，検討する意味をもたない。因みに，大草は，「本山に内緒で裏取引するような文書（乙ホ２のファックス文書を指している）が本山にある。あるいは中枢の僧侶Ａが持っていて，そこから北林に入るということは，あり得ない。渡邉の手元にしかそれはないはずである」等と供述し（大草尋問調書 13 頁），原告ら代理人は北林に対する尋問において「本山に対して正規の料金で，渡邉さんに対しては４５％引きなんだよという資料が本山の関係者の手元にあったらおかしくありませんか」と質問をしているが（北林尋問調書 29 頁），何れも意味をなさないものである。

上記請求書及びファックス文書が，渡邉が本当は盗聴に関与していない阿部や大草をして，関与したかのように見せかけるために作成させたものであるとの原告らの主張は荒唐無稽なものである。

すなわち，

① 原告らは渡邉が本件各電話盗聴行為に及んだ動機について，日蓮正宗ないし妙観講内における自己の地位をより良いものとするために，言わば得点稼ぎで行ったものである旨主張するが，そのような目的で盗聴行為に及んだ人物が，ほぼ同時期に（上記請求書等が作成されたのは平成３年 12 月から翌４年１月である），盗聴に何ら関与していない日蓮正宗側を盗聴行為に巻き込むような行動を取ることは考え難いことである。

② 仮に，渡邉が上記請求書等を作成させた目的が関与していない日蓮正宗側を巻き込むことにあったとしても，実際に作成された上記請求

書等を見る限りその内容が余りに迂遠であり稚拙である。例えば，乙ホ１の１の宛名を帝国リサーチに日蓮正宗あるいは大石寺，またその関係者（阿部，小川，少なくとも大草）と明記させるはずである。

逆に，渡邉の主張は合理的である。すなわち，

① 乙ホ１の２には，日蓮正宗の役僧あるいは高僧である秋元，八木が住職を務める妙泉坊に関する記載があり，このような文書が日蓮正宗内で公になることは憚られることである。

したがって，乙ホ１の１のように梅澤の件に絞った請求書にすることで日蓮正宗側が処理しようとすることは十分あり得ることであり，この文書であれば，対象が創価学会のスパイであると疑われている梅澤であることから，日蓮正宗内で一定レベル以上の地位にある者が見ることは許容されるのである。なお，X　の件だけも盗聴である以上，宗内で盗聴に関与した者以外が見るようなことがあってはならないのではないか，との議論はあり得るが，このことについては，日蓮正宗という閉鎖的な宗教団体の特殊性から敵対者であれば許容してしまう，そのような法的モラルしか持ち合わせていない集団であると北林が述べているところである（乙ホ165「北林陳述書」12頁）。

② 乙ホ１の２については，乙ホ１だけであれば，X　の件としか記載がなく，電話盗聴を依頼した資金拠出者としては４件全ての料金の明細を知ることができないのであり，もっと言えば，X　の件以外の件について別途帝国リサーチから請求されかねない，と心配して当然である。大草が渡邉に４件全てが記載され，45％引きで計算した請求書を帝国リサーチに作成させるように指示したという渡邉の主張は，万人が納得できるものである。この点，北林は，Aから情報を入手した際，乙ホ１の２は乙ホ１の１の明細であると分析した旨供述しているが（乙ホ128「北林陳述書」18頁，「北林尋問調書」10頁から12頁），そのよ

うに考えてこそ乙ホ１の１と乙ホ１の２が存在していることを合理的に説明できるのである。

なお，乙ホ１の１だけでなく乙ホ１の２，乙ホ２（ファックス文書）を本件各電話盗聴の真の依頼者である大草，小川及び阿部の目に触れ，さらには受け取っていたとしても何らおかしくないものである。

3　妙泉坊の件の再検証

（1）問題の所在

X　に対する電話盗聴事件（「X の件」）と宣徳寺（秋元）に対する電話盗聴事件（「宣徳寺の件」）がなされたことについては，盗聴テープという動かぬ証拠が存在するのであり，電話盗聴がなされたこと自体は疑う余地がない。のみならず，これらの電話盗聴の実行者が帝国リサーチであることも容易に推認できる。

ところが，妙泉坊（八木）に対する電話盗聴未遂事件（以下「妙泉坊の件」という）が存在したか否かについては，盗聴テープそのものがなく，妙泉坊に対する盗聴未遂事件の存否自体が問題となる。報恩社は，平成３年10月頃，帝国リサーチの辻によって，妙泉坊の電話盗聴未遂事件があったと主張し，原告らは，その同じ時期に，小川と大草が関与して，帝国リサーチの辻が渡邉と同行して，大石寺に出向いたことはあるものの，それは「大石寺全体の盗聴器探査」であったと主張している。

妙泉坊（八木）に対する渡邉と帝国リサーチの辻の行為が大石寺全体に対する盗聴器探査でなく盗聴目的であったとことが確定すれば，第一に，その依頼者は小川であり大草が関与していることは明らかとなる。第二に，妙泉坊の件が原告らの依頼により行われた盗聴未遂事件であるとなれば，X　宅電話盗聴及び宣徳寺電話盗聴ともに原告らの依頼であるとの帰結になる。

したがって，妙泉坊の件が盗聴未遂であるのか，それとも盗聴器探査であるのかは，本件訴訟の真実性を解明する上で要となる重大な問題である。

（2）北林の現地調査（平成9年8月頃）等からの帰結

ア　現地調査の結果

北林は平成7年 12 月にAから本件各盗聴事件の情報とそれを裏付ける資料の提供を受け，平成9年8月21日，同年9月8日に渡邊への取材を行い，さらに，その直後に大石寺の現地調査を行っている。

大石寺主要電話配線図（乙ホ127）は，北林が大石寺の現地調査をした際の大石寺周辺の電話回線の状況を，北林の記憶に基づいて再現したものであるが，この大石寺主要電話配線図と北林陳述書（乙ホ128「北林陳述書」29頁から31頁），北林の供述（北林供述調書21頁から23頁）から以下の事実が明らかとなる。

大石寺周辺の電話回線は，大石寺主要電話配線図のA地点，B地点，C地点，F地点，E地点からD地点で合流し，ここから電話回線が地中に潜って大石寺に引き込まれている。このD地点からE地点までの約300メートルほどの区間には電柱が約10本たっており，ブラックボックス約20個が電柱脇に存在している。同所は大石寺の敷地の外であることから，いつでも容易にブラックスボックス内に盗聴器を仕掛けることができ，また，補助電源の交換を容易にすることができ，大石寺を盗聴するには最も適した場所と言える。大石寺の盗聴に適する場所であるということは，逆に大石寺における盗聴器探査をするためには調査が不可欠な場所となる。

イ　「後件否定」の論理からの帰結

「後件否定」の論理である

「pならばq」

「qでない」

「pでない」

によれば，

A　もし，「妙泉坊の件」が大石寺全体の盗聴器探査（p）ならば，

辻と渡邊はＤＥ間に行く（q）はずである（註1，2）。

辻と渡邊はＤＥ間に行ってい（q）ない。

それゆえ，「妙泉坊の件」は大石寺全体の盗聴器探査（p）ではなかった。

B　もし，「妙泉坊の件」が特定の坊の盗聴器探査（p）ならば，

辻と渡邊はＤＥ間に行く（q）はずである。

辻と渡邊はＤＥ間に行ってい（q）ない。

それゆえ，「妙泉坊の件」は特定の坊の盗聴器探査（p）ではなかった。

C　もし，「妙泉坊の件」が大石寺全体の電話盗聴（p）ならば，

辻と渡邊はＤＥ間に行く（q）はずである。

辻と渡邊はＤＥ間に行ってい（q）ない。

それゆえ，「妙泉坊の件」は大石寺全体の電話盗聴（p）ではなかった。

上記Ａ，Ｂ，Ｃが否定されたことにより，「妙泉坊の件」は特定坊に対する電話盗聴行為であったことになる。

註1　Ｄ，Ｅ間に行くはずであることについては北林陳述書（乙ホ128，165）において詳細に述べている。

註2　「q'」としての静岡電話工業の立会い

静岡電話工業の立会いは，以下のとおり，盗聴器探査目的であれば不可欠である。したがって，Ａ，Ｂについては「q'」となり得る。

「平成３年当時，大石寺には静岡電話工業という電話業者の従業員が常駐しており」（乙ホ128「北林陳述書」31頁，北林供述調書21頁から22頁），総延長100キロメートルを優に超える大石寺の電話配線全般にわたる盗聴器探査を行うにあたっては，大石寺の電話配線を熟知している静岡電話工業の従業員の立会いが不可欠である。

なお，小川の供述によれば，大石寺理事会の承諾を得て行った調査だというのであるから，当然，静岡電話工業の従業員が立会うべきものであるが，立会った事実はない。

（3）「特定の坊」とは「妙泉坊」であること

ア　上記盗聴の対象となった「特定の坊」とは正しく「妙泉坊」のことである。その最大の根拠は，乙ホ１の２の請求書に「妙泉坊の件」と明記されていることである。上記請求書が大草の指示で作成されたことについては，既に述べたが，そのような乙ホ１の２の証拠としての評価，検討を見るまでもなく，「妙泉坊の件」と記載されていること自体が特定坊を妙泉坊と判断する極めて有力な根拠となるのである。なぜなら，当時，日蓮正宗側に立って電話盗聴の依頼に及んだという渡邉の立場に立てば，乙ホ１の２において全く関係のない「妙泉坊の件」なる記載を帝国リサーチに指示することなどあり得ないからである。

イ　また，渡邉の大石寺内での行動の説明，特に北林の渡邉取材（平成９年８月21日，同年９月８日，乙ホ12）において，渡邉が，辻の言動として，「辻が『電柱がない』『電話回線が地下を通っているようだ』と言った。辻がマンホールにもぐった。辻は『大石寺の電話回線は地下で束ねてある。盗聴器を仕掛けたら一発でばれる。どれが妙泉坊の回線か特定できない。妙泉坊に直で仕掛けると危ない』と言った」（乙ホ12，13頁）と説明したことは，結果として，本件帝国リサーチによる盗聴方法が無線式の補助電源方式であることからくる未遂の原因を極めて合理的に説明したこととなっている（註１）。なお，渡邉は以下のようにＸ　裁判でも同趣旨の陳述，供述を一貫して行なっている（註２，３）。

このように，図らずも，渡邉が合理的な説明をなし得たのは，渡邉が辻から直接聞いた話を記憶しており，北林にそのまま伝えたからである。盗聴について専門的な知識がない渡邉が作り話をすることなどできようもな

く，渡邊の話は，正しく辻の説明をそのまま記憶に基づいて北林に話し，X　裁判で供述したものに他ならない。

したがって，渡邊の話は正しく妙泉坊の件が存在したこと，妙泉坊という特定の坊の盗聴未遂行為であったことを合理的に説明するに余りあるものである。

註1　北林陳述書（乙ホ128「北林陳述書」21頁から24頁）

「X　宅の電話盗聴テープ，宣徳寺の電話盗聴テープにはいずれも文化放送などが混入しており，無線方式の盗聴機器が使用されていたこと，X　宅の電話盗聴，宣徳寺の電話盗聴はいずれも断続的に実行されており，盗聴機器の電源は補助電源が使用されていたことが明らかである。このように帝国リサーチが当時使用していた盗聴機器は，無線方式であり補助電源を使用するものであった。したがって，電話回線に盗聴器を設置することができても，電話回線が地下にもぐっている場合には電波を飛ばすことができず盗聴は不可能となる。そのため，大石寺の電話回線が地下で束ねているために妙泉坊の盗聴が未遂に終わったのである。」

註2　「X　裁判渡邊陳述書」（乙ホ14）183頁から185頁

「このあと，妙泉坊を見に行きました。妙泉坊を調べていると，辻栄三郎氏が大石寺の塔中には電柱がないのに気づきました。辻栄三郎氏は，『こりゃ，ダメだ。全部，下にいってる』と言いました。大石寺の電話回線はすべて地下ケーブルを通っているようでした。それを確かめるべく辻栄三郎氏が理境坊の裏手の方にあるマンホールを開け中に入っていきました。マンホールから出てきた辻栄三郎氏が私に，『ここの電話回線は何十本という電話回線を一本でくくってあるんですよ。それを裂いて盗聴器をしかければすぐにバレてしまう。束になった回線のうち，どれが妙泉坊の回線かを特定する

のは至難の技だから，事実上，盗聴はむずかしいですね。ひとつ方法があるとすれば妙泉坊に直接つけることでしょうね』と説明しました。辻栄三郎と話し合った結果，妙泉坊に直接，盗聴器を取り付けるのは危険であり，取り外しても困難であるということになり，妙泉坊の電話盗聴は断念せざるを得ないとうい結論に達しました。』

註3　「X　裁判12回渡邊供述調書」（乙ホ15）25頁

結果的に妙泉坊の盗聴は成功したんですか。

できませんでした。

それはどうしてできなかったんですか。

大石寺の場合は電話線は電柱の上を通ってなくて，電柱がないんですけれども，全部地下ケーブルとしてまとめられて入っております。その無数のケーブルの中から妙泉坊の電話線を特定することは短期間の中では不可能だったのであきらめました。

ウ　さらに，妙泉坊の住職である八木は，大石寺の主任理事として阿部に次ぐ大石寺のナンバー2として，宗門の中枢の高僧であり，所謂「C作戦」の謀議に加わったとされるメンバーの一人である。ところが，八木は大石寺主任理事として大石寺への創価学会員の参詣等の運営面において，創価学会幹部と直接折衝する立場にあり，親密な関係にあったと考えられたことから，C作戦が「地涌」で暴かれたことにより，創価学会に内通した者として疑われたと考えられる。これは，日蓮正宗の渉外部長である秋元が日蓮正宗のスポークスマンとして対外的な折衝を行っており，日蓮正宗が抱えていた寺院明渡訴訟の関係で創価学会幹部や弁護士と密接な関係にあったため，内通者の疑いをかけられ盗聴対象者とされたことと同様である。

（4）小川らの大石寺全体の盗聴器探査との供述が虚偽であること

ア　小川供述からも妙泉坊が電話盗聴未遂事件といえること

報恩社は，準備書面（5）において小川が「妙泉坊の件」について不合理な供述を行っていることを指摘した。ここで大草尋問等を踏まえて小川らの供述を再検証する。

（ア）小川は大石寺の電話に雑音が入るようになって，58局の電話回線が落ちたことがあり，大石寺が盗聴されている疑いが濃くなり，八木と相談し（乙ホ17「X裁判18回小川供述調書」7頁），理事会で承諾を得て盗聴器探査を行なうことになったと供述する（同41頁）。

しかしながら，木村は，大石寺に当時在勤していた複数の僧侶をはじめ，同じ「58局」を使用している大石寺売店の人々や，周辺の近所の人にも聞き込みを行なったが創価学会と日蓮正宗との紛争が起こった平成2年12月末から「妙泉坊の出張費」が請求された平成3年12月9日までの間に大石寺の電話（代表0544-58-0800）を含む「58局」が落ちて通話ができなくなるという事実がないことが判明しており（乙ニ40「木村陳述書②」2頁～3頁），これに対して原告から何らの反証がなされていない。

（イ）また，前述したように，大石寺全体の盗聴器探査であれば，大石寺周辺主要電話配線図（乙ホ127）のうち，ＤＥ間の調査をするのが最も適切と考えられるところ（乙ホ128，165「北林陳述書」参照），以下のようにX裁判での小川の陳述，供述によれば，辻は交換室を調べた後は宗務院の西玄関脇の警備詰所の裏の電柱を調査しただけであり，辻が大石寺の敷地から出てＤＥ間の電話回線の調査を行ったという事実は一切見られないし，大石寺の理事会の承諾を得て行なわれたはずの盗聴器探査に，静岡電話工業の従業員の立会いがないのは極めて不自然である。

（ウ）また，小川は，辻から，境内の地下ケーブルについて，配線が多すぎて特定の線を盗聴することは不可能であるとの説明を受けたと陳述，供

述した（乙ホ16「X　裁判小川陳述書」15頁9行目～15行目，乙ホ17「X　裁判18回小川供述調書」31～32頁）。

しかしながら，この小川が述べているようなやり取りは，小川の主張を前提とすれば，有り得ないことである。すなわち，小川は，妙泉坊等の特定の回線が盗聴されている疑いがあることから盗聴器探査をしたと述べているのではなく，大石寺内のどこかが盗聴されている疑いがあるから大石寺全体の盗聴器探査を依頼したと述べている。それ故に，辻は，大石寺を来訪したのである。ところが，辻は，小川に対して，「配線が多すぎて特定の線を盗聴することは困難である」と告げ，それをもって，小川は大石寺が盗聴されていないとの認識をもったとX　事件で述べている。小川が辻に頼んだことは，大石寺全体のいずれかにおいて電話盗聴がなされているかの探査依頼をしたのであり，ここにおいて，辻が「配線が多すぎて特定の線を盗聴することは困難である」ということをもって，大石寺全体の盗聴がなされていないとする辻の発言も不可解であり，かつまたそれをもって納得した小川の認識も到底理解できないものである。誰人においても辻のこのような簡略な報告をもって，盗聴器が大石寺全体に仕掛けられていないという結論が導き出されたことを領解することは不可能である。

「配線が多すぎ」るという状況を前にした場合，電話盗聴をされる可能性がある箇所は，飛躍的に増大するのであるから，むしろ辻は，小川に対して「ＮＴＴ，電話保守業者を動員して何週間かかけ全ての回線，全ての端末機に対して，徹底して調査すべきである。どの回線が盗聴されているかの特定が困難なので地下ケーブルを網羅的に調査する必要がある」と言うべきであり，それが大きなビジネスチャンスを生み出すこととともなり，帝国リサーチの社員として大石寺を盗聴器探査目的で来訪した者が言うべきことである。その上で小川と専門家である辻との間

で，それなりの打ち合わせがなされるべきである。

ところが，小川は，辻が前記の見解を述べ，大石寺全体が盗聴されていないとの保証の言辞を述べるのに「ものの５分とかかっておりません」と供述している。小川の供述によれば，辻は即座に大石寺全体が盗聴されていないとの結論を出したことになるが，それもあまりにも不自然な供述である（註）。

註　乙ホ16「Ｘ　裁判小川陳述書」15頁12行目から

「交換機については，盗聴器が付いている形跡もなく，また境内の地下ケーブルについても，配線が多すぎて特定の線を盗聴することは不可能であるとの調査員の見解であり，調査員が渡邉氏に説明し，渡邉氏から私が報告を受けるという会話で済みました。時間にすると，ものの５分とかかっておりません。」

小川が「配線が多すぎて特定の線を盗聴することは困難である」と述べていることは，すなわち，辻が「回線が特定出来なくて盗聴器の設置が不可能である」と，このとき言ったことを記憶していて，そのことがどれ程重大な意味を持つのか斟酌せず真実の一部を吐露したものである。

この小川の特定の線を盗聴することは不可能であるとの供述は妙泉坊の電話盗聴未遂事件を裏付けるものである。

また，前述のとおり，小川は，理事会の承諾までとって大石寺全体の盗聴器探査を依頼したと供述し，その後，調査結果を理事会に報告したとも供述している（乙ホ17「Ｘ　裁判18回小川供述調書」41頁）。このように理事会の承諾までとって大石寺全体の盗聴器探査を実施している以上，全ての回線が盗聴されていないかどうかまで依頼するのが合理的であるが，小川の供述によればそこまでの十分な調査がされないまま，辻の調査は終了していることになる。かかる小川の供述はそれ自体不合理

である。

イ　辻の X 裁判における陳述書

一方，実際に大石寺の盗聴器探査を行った辻は，大石寺の盗聴器探査であることを技術的見地から述べることができる唯一の証人であるが，裁判で提出した陳述書で具体的な大石寺の調査内容を全く記載していない。

この点に関し，報恩社代理人が大草に対し，辻に依頼した陳述書（乙ホ19）に大石寺での調査内容を記載するよう依頼しなかった理由を聞いたところ，大草は依頼したときの状況を「よく覚えていない」とはぐらかし，さらに辻の陳述書（乙ホ 19）に大石寺の調査内容が載っているかどうかも覚えていないなどと不自然な供述をした。

【大草供述調書 39 頁～40 頁】

乙ホ第 19 号証（陳述書写し）を示す

これは辻栄三郎氏の陳述書なんですけども，これは X 裁判の最中にあなたとあなたの代理人の先生が直接，辻氏と会って作成を依頼したということでよろしいですか。

はい，そうですね。

これを拝見すると，一番問題になっている大石寺の調査が盗聴なのかということについて，辻氏は大石寺の現場でこれこれこういうことをしたとかそういう具体的なことをあまり書かれていないんですけども，それはあなたのほうから，大石寺の中でどういう調査をしたのかということについては書いてほしいということは依頼しましたか。

この時のことはよく覚えてないですね。ただ，これは要するにどちらかと言うと辻さんをまる抱えにして雇用してるとかということに対する反論が主たるものだったんじゃないでしょうかね。

当時の争点としては，平成 3 年 10 月ないし 11 月頃，大石寺に辻氏が行ったのが調査なのか，盗聴なのかというのが一番争点になっているわけですよね。

うん，それがここに載っていないかどうかも私，今，もう記憶してませんのでね。

じゃあそういうことを辻氏に頼んだかどうかも記憶してないということですね。

覚えてないですね。

ところが，大草は創価学会代理人からの辻の陳述書（乙ホ 19）に関する質問に対しては，一転して詳細な反論を行っている。

【大草供述調書 57 頁～59 頁】

乙ホ第 19 号証（陳述書）を示す

この7ページで，10，大草氏との会談についてとありますね。

はい。

ここで会ったということと，4行目から，大草氏の用件とは，大石寺に右翼が難がらせに来ている。大石寺で警備会社を立ち上げたいということなので力を貸して欲しい。その間の私の報酬はどうすればよいか等というものでしたと書いていますね。

はい。

これはそういうやり取りがあったわけですか。

そうです，はい。平成4年3月の初めですね。

この時に辻さんが，いや，実はもう大石寺の右翼の調査をその前に自分がやってますよという話はなかったですか。

ないですね。このときは渡邉が同席して，辻さんと私で3人で会ったという話ですね。何もそれ，言われてなかったですね。私のほうが一方的に私のお願いごとを言って，それに対するお答えを聞いたという感じだったですね。

～ 中略 ～

だからこのやり取りは客観的事実と合わない，おかしいでしょうと言っているんですよ。

いや，そんなことないですよ。これは渡邉もこういう証言しているじゃないですか。平成4年の3月1日ですか，この時に私から言われて，帝国リサーチを退社している辻さんを何とか連絡がつかいないかと言われて，自分が連絡つけたというふうに渡邉もそう証言していますでしょ。

以上のように，妙泉坊の件は大草がその関与を認めており，この件が大石寺の盗聴器探査だったのか，妙泉坊の電話盗聴未遂であったのかは重要な争点であり，通常であれば，妙泉坊の電話盗聴未遂事件がなかったことを証明するため，辻に陳述書を依頼した際に大石寺内での具体的な行動を記載するよう依頼するのが合理的であるが，大草は妙泉坊の件について辻に具体的な行動内容を書くよう依頼したかどうかも覚えていないと供述している。しかし，重要な争点となっていたのであるから，大草が覚えていないということはあり得ず，依頼していなかったのである。否，依頼できないのである。辻が大石寺の具体的な調査内容を陳述書に記載し，当日の辻の具体的な行動が明らかとなってしまえば，大石寺全体の盗聴器探査が行われたのではなく，まさに妙泉坊の電話盗聴が行われようとしたがそれが未遂に終わったという真実が露呈することから，大草は辻に対し大石寺内での行動を陳述書に書くことを求めなかったのである。

また，仮に辻が大石寺全体の盗聴器探査を行なったとの大草の虚偽の弁解を補強するために，広範囲にわたる大規模な調査を行なったなどという虚偽の陳述書を書いたならば，調査費用が5万円（乙ホ21「X 裁判17回大草供述調書」38頁）であり，1日で行なうことができたという大草の供述と矛盾してしまう。

そのため，辻が大草の虚偽の弁解を補強するための嘘の調査内容を記載することもできず，辻の陳述書には大石寺での具体的な調査内容を敢えて記載しなかったと考えられる。

辻がどのような行動をとったのかは，妙泉坊の件が盗聴目的だったのか，

大石寺全体の盗聴器探査であったのかを決する重要な要素であり，ひいては本件各記事が真実か否かを決するものであり，この意味からも，辻の尋問は不可欠なのである。

（5）費用の支払

資金の拠出者については，小川，大草は大石寺が支払うべきものであるとしながら，実際に誰がどのように支払ったか口を閉ざしている（註）。

福田の供述によれば，渡邉以外の者が払ったとのことであるが，渡邉以外に関係者で支払をする可能性のあるのは，帝国リサーチに依頼をした大石寺か帝国リサーチを大石寺に紹介した大草しかいない。しかしながら，前述のとおり，大草が費用を支払っておらず，小川も，費用の支払いについて大石寺として負担すべきものであると供述しているのであるから，小川すなわち大石寺が支払ったと考えるしかない。

当然のことながら大石寺からは盗聴器探査費用なる名目で支出された帳簿等の書類は提出されていないが，乙ホ１の２（請求書）の存在が示しているとおり，大草ないし小川さらには阿部の何れかが他の電話盗聴事件と合算して帝国リサーチに支払ったものであることは疑いない。

註　（1）大草は，以下のとおり，調査費用の支払いについて，誰が払ったかわからないし，自分も払っていないと供述する。

乙ホ21「Ｘ　裁判17回大草調書」33頁

塔中坊の調査の費用はだれが払ったのですか。

ちょっと私はその辺は全く，記憶しておりません。

じゃあ渡邉が払ったんですか，あなたが払ったんですか，小川が払ったのかは，分かりませんか。

それはちょっと。

少なくともだれでないということは分かりますか。

私が直接そのときは払っていませんから，それだけは

確かですね。その日行っておりませんから。

（2）大草は，日顕の息子の大修寺の盗聴器探査のときは御供養だと思い自分が費用を払ったと供述しているにもかかわらず，大石寺の盗聴器探査と称する「妙泉坊の件」では御供養をしたと言っていない。それは真の依頼者である大石寺（阿部）が他の本件電話盗聴事件の報酬（乙ホ１の２）とともに支払ったからに他ならない。

乙ホ21「Ｘ　裁判17回大草調書」37頁

どうしてあなたが大修寺，すなわち日顕さんの息子さんが住職をつとめるお寺を，調査することになったのですか。

盗聴されているかもしれないという話があったと，編集のスタッフからそういうことを聞きましたので。

そうすると大修寺の日顕さんの息子さんの，住職である息子さんの了解を取って調べたと，こういうことですか。

そうですね。

日顕さんの御了解は取らなかったの。

お寺のことはお寺の御住職の決済で決められるんじゃないですか。

その調査費用をなぜあなたが支払わなければならないのでしょうか。

わずかなことですから，宗門のことであれば御供養のつもりで，宗教活動のことですから，５万程度のことは自分でお支払いしたということです。

（3）小川も，大石寺が帝国リサーチに盗聴器探査を依頼したと述べながら，調査実行後，10 年近くたっても帝国リサーチから請求書も来なければ，大石寺も調査費用を支払っていないと供述している。

乙ホ17「Ｘ　裁判18回小川調書」28頁から29頁

その費用をどのように捻出するかというのは，探査を決定する打ち合わせにおいては決められなかったんですか。

ええ。当然，料金は掛かるんでしょうが，幾らかかるということが分かりませんので。

その予算は，当然，大石寺が仕事を発注するわけですから大石寺が負担するということで考えてよろしいわけですね。

そういうことです。

実際に発注する前に，幾らお金が掛かるとか見積書を取るとかいうようなことは考えられなかったんですか。

ええ。金額についてはちょっと分かりませんでしたが，ただ，妙観講のほうで以前，盗聴されたということも聞いておりますので，そういうことから大草講頭に相談しましたけれども，それほど高い金額，ただ調べるだけですから，掛かるということではなかったと思います。

乙ホ18「Ｘ　裁判19回小川調書」１頁から２頁

その結果請求書がきていませんと。だから大石寺としては払っていないということですね。

はい。

（中略）

その後どう処理されましたか。

ですから，その後はそのままになっています。

（中略）

払っていないわけでしょう。

そうですね。

（4）これに対し福田は，被告以外の者から調査費用が支払われたと供述

し，さらには，福田は，陳述書（乙ホ22「福田陳述書」）において，「渡辺から，暗かに見せるので，盗聴を行ったような報告書とそれに見合うような請求書を作ってくれと頼まれました。当時渡辺は，金に少し困っている様子であり，おそらくは調査費の中から金をくすねることでも考えているのだろうなと予測はつきました。」（乙ホ22「福田陳述書」6頁）と述べた。

なお，それ以外にも渡邊から真の依頼者の存在を思わせる話を聞いていたと供述をしており（乙ハ16「X 裁判11回福田調書」27頁～29頁，56頁～58頁，68頁～73頁），渡邊以外に真実の盗聴の依頼者がおり，その者が費用の支払をすることを認めている。

乙ハ16「X 裁判11回福田調書」99頁

その調査費がどこから出ているかということについては，あなたは関心を持たなかったんですか。

はい。

渡辺さん自身が報酬を出しているんじゃない，ということはそのころ分かっていたわけですね。

平成そうですね，かなり後になってからですけど。

平成三年ごろには分かっていたころでしょう。

渡辺さんからいただいているときには渡辺さんだと思いましたよ。

あなたは渡辺さんが調査費をくすねるために，請求書を水増ししたものを作ってくれとあなたに要求していると陳述書に書いているんでしょう。

はい。

であれば渡辺さんの依頼を受けている段階で，資金の出し手が渡辺さん以外だということは認識していたんじゃないんですか。

この件に関してはですね。

（6）「妙泉坊の件」のまとめ

以上より，「妙泉坊の件」は正しく，妙泉坊に対する盗聴未遂行為である。「妙泉坊の件」については，小川（小川の話では大石寺が依頼者となる）が大草に相談し，大草が帝国リサーチを紹介して行われていることに争いがないのであり，妙泉坊電話盗聴未遂事件の依頼者は阿部，小川さらには大草であることは動かしがたい事実である。これを否定しようとする小川，大草及び福田の供述等がことごとく不合理であることは上記のとおりである。

なお，小川，大草は，何故，X　宅電話盗聴や宣徳寺電話盗聴及び Y 宅電話盗聴のように，「妙泉坊の件」も全く無関係であり，渡邊が帝国リサーチに依頼して勝手にやったことだと言わなかったのであろうかとの疑問もありえるが，それは，大石寺内での渡邊と辻の行動を目撃され（註），小川が盗聴器探査を依頼したと弁解してしまったため，今更無関係であると言えなかったのである。さらに，このように弁解したため，本件電話盗聴事件が発覚した直後の福田インタビュー（乙ハ 19）においても，大草は，大石寺における調査があった旨の記載をせざるを得なくなったのである。

註　乙ホ16「X　裁判小川陳述書」15頁16行目から25行目

「次に交換室から外部に接続する線（外線）は，当然ＮＴＴの電話回線に接続するので，その接続するところの電柱付近を調査することが重要である旨を告げました。その電柱は，宗務院の西玄関脇の警備詰所の裏にあり，調査員がこの電柱に上がり調査をしたのであります。また，この電柱は宗務院の窓からよく見えるところにあり，当日の調査の様子を見た宗務院の役僧の方も何人かおります。渡邊氏も，陳述書で，庶務部長に見られた旨（乙ハ1，183頁）述べております。この電柱の調査は，一番重要なところで，盗聴されているとすれば，この電柱付近が危ないと思われたので念入りに調査を頼んだのでありま

す。」

4　妙泉坊電話盗聴未遂事件と他の電話盗聴事件

前項では，妙泉坊の件が妙泉坊に対する電話盗聴未遂事件であり，その真の依頼者が阿部，小川及び大草であることを論じてきた。

それでは，X　宅電話盗聴事件，宣徳寺電話盗聴事件及び　Y　宅電話盗聴事件についての真の依頼者が誰か，これまで本件各電話盗聴全体に通じる問題（本書面 13 頁から 48 頁）において論証してきた事実（各事件は盗聴の動機，時期，実行者，請求書〔乙ホ１の２〕の存在などの共通性が認められること）を踏まえて考えるならば，妙泉坊電話盗聴未遂の真の依頼者が阿部，小川及び大草であるということは，結局，それ以外の電話盗聴事件の真の依頼者も同様に阿部，小川及び大草であることをより一層強く裏付けたことになる。

大草は，帝サーチに対する電話盗聴の依頼や特別会員契約は渡邉が個人でしたものであり，特別な功績にしたいという動機から渡邉の単独でおこなわれたものであると供述する（乙 20「X 裁判大草供述調書」66 頁～67 頁）が，最早，そのような弁解が通用する余地はない。

第３　相当性

１　Ａからの情報提供

大草らは，報恩社がＡから入手した情報は誰でも知っている事実であり，日蓮正宗と創価学会とが対立関係に立った以降のものに限られていることなどを理由にＡは実在しないと主張する。

しかしながら，Ａから得た情報は日蓮正宗首脳の者しか知りえない重要な機密情報があるのであり，Ａは実在している。

（１）Ａの情報の信用性

北林は，昭和 58 年にＡと知り合い，日蓮正宗と創価学会の僧俗和合が日蓮大聖人の教法流布をするうえにおいて不可欠であるとの共通認識を持って親

交を深め，互いに情報を交換してきた。

北林が本件各盗聴事件以外に，これまでAから得た重要な情報を以下に例示する。

① 平成２年初頃，「宗門が開創 700 年を期して創価学会を破門する」との話が宗内にあるとの情報

② 当時の本応寺住職であった高橋公純の手引きで，「池田問題対策事務所」の押木二郎と段勲が 12 月 25 日に日顕と密談するとの情報。

③ 「破門」をする前に創価学会に対し「教導」をすべきであるとの意見が日蓮正宗首脳にあったが，日顕は創価学会を「教導」するための「最高教導会議」の開催を求めず，創価学会を破門したという情報

④ 「正本堂」から大御本尊が平成 10 年４月５日に遷座されるというその日時（平成10年4月5日の数日前に入手）

⑤ 平成10年６月に約48億5000万円をかけて「正本堂」が解体されたが，日顕は，創価学会側より損害賠償請求訴訟を提起されることを最も恐れていたとの情報

⑥ 平成15年７月20日に大石寺で日顕と山崎，原島，小川，大草，光久日康らが午後３時から午後５時半頃まで打ち合わせをし，これを受けて以後，「慧妙」で山崎と原島の対談が行われるようになったという情報

このうち，北林は，⑥の情報をAから提供され，平成15年11月２日発行の月刊誌「第三文明」12月号（乙ホ26）で公表したが，この事実を北林より先に報じた者はいない。

（２）Aが実在していること

このように北林は宗内の関係者でも知りえない重要な情報をAから得ていたのであり，本件各盗聴事件の情報もAから提供を受けたのである。また，本件各盗聴事件の情報提供を受ける際，Aから本件各盗聴事件を裏付ける資料（乙ホ１～７）の提供も受けた。

このように北林は宗内の関係者でも知りえない重要な情報をAから得ていたのであり，本件各盗聴事件の情報もAから提供を受けたのである。また，本件各盗聴事件の情報提供を受ける際，Aから本件各盗聴事件を裏付ける資料（乙ホ1～7）の提供も受けた。

このAの実在に関して，大草は「本山に内緒にしておいて45%引きで渡邉が払って，本山には正規の料金で出して，その分を渡邉が設けるような，そういう話の文書があったと思うんですが，結局，本山に内緒で裏取引をするような文書が本山にある。あるいは中枢の僧侶Aが持っていて，そこから北林に入ることは，これはあり得ない」と供述している（大草供述調書13頁）。

しかしながら，北林陳述書（乙ホ165，4頁～8頁）で詳細に述べられているとおり，「請求書」（乙ホ1の2）は乙ホ第1号証の1の明細請求書である。また，ファックス文書（乙ホ2）からは2通の「請求書」が作成された理由が分かる。そのため，正規の「請求書」である乙ホ第1号証の1を本山に渡す際に，事情を説明するため，明細である「請求書」（乙ホ1の2）と「請求書」が2つ存在している理由を説明しているファックス文書（乙ホ2）が一緒に渡される可能性は充分にある。したがって，電話盗聴を一括して命令した本山側が「請求書」（乙ホ1の2）とファックス文書（乙ホ2）を持っていたとしても決しておかしくない。大草は，「請求書」（乙ホ1の2）の解釈を“渡邉が不正に金を儲ける”ものと意図的に曲げ，本山中枢の情報に関わる僧侶Aがそれを所持しているのはおかしいという目くらましの論を展開しているに過ぎないのである。

さらに，北林が供述しているとおり，Aが本件各盗聴事件の情報を妙観講内の渡邉派の人物や大草を敵と看做す法器会の人物から入手した可能性もあり，Aが入手した情報ルートは複数考えられる（北林供述調書28頁～29頁）。

ファックス文書（乙ホ2）それ自体にしても，真の依頼者が「本山」とはいえ，本件各盗聴のについて費用を帝国リサーチに支払う窓口が大草であるこ

とから，大草側にわたっていないと考えるのは不合理である。したがって，何らかの形で妙観講内の反大草側からそれが出家世界に抜け，Aが入手する可能性もある。

そもそも，ファックス文書（乙ホ2）は，宛先が空欄となっている「請求書」（乙ホ1の2）の発行に伴い，その説明のために渡邉側に送られたものである。渡邉が真の依頼者であり，支払いをなす者であったなら，逆に「請求書」（乙ホ1の1）は存在するはずがない。また，渡邉が真の依頼者であり，真の支払い人であるならば，帝国リサーチと渡邉のみが了解できればいいのであるから，他者に電話盗聴の裏づけではないかと推測されるような「請求書」（乙ホ1の2）を作り出すことは，その危険性からみてあり得ないことである。

大草らは，Aから入手した情報は誰でも知っていることからAは実在しないと主張するが，北林はAから機密情報を多数入手しており，これに対する大草らからの反証は一切なされていないのである。

2　北林は充分な検証を行っていること

北林はAから得た資料（乙ホ1～7）を詳細に分析し，さらに渡邉取材，大石寺の現地調査を行って，本件各記事が真実であるとの確信を深めた。

（1）資料の分析

ア　北林は，Aより提供された宣徳寺の電話盗聴テープを聴いたところ，テープには断続的に放送音楽などが混信しており，テープが電波を介して受発信されて録音されたものであること，録音テープの会話内容から話者が秋元本人であり，平成3年11月19日に電話盗聴によって録音されたものと分析した（乙ホ128「北林陳述書」19頁～20頁）。さらに，X　の電話会話を録音したテープを聴いたところ，このテープにも文化放送が甚だしく混入しており，電話盗聴によって録音されたものであるとの判断に至っている（乙ホ128「北林陳述書」20頁～21頁）。

イ　また，Aよりもたらされた録音テープの分析にあたり，平成3年当時の月刊誌「ラジオライフ」などの電話盗聴についての記事や，そこに宣伝されている盗聴機器の種類，性能等を分析し，帝国リサーチが使用した盗聴器が無線方式のもので補助電源を使用するものであると判断した。

すなわち，X　宅の電話盗聴録音テープには，文化放送から発信された電波が異常なレベルで混入しているが，これは X　宅が文化放送基地局の強電界内部にあるため，盗聴器の回路が同調し，盗聴器が文化放送の電波を混入させたまま盗聴電波を発信したものと判断できるし，宣徳寺電話盗聴テープの中にも放送が混入しており，放送電波が盗聴器の回路内で同調したものと判断できる。さらに，請求書（乙ホ1の1，2）から，X　宅の電話盗聴が「11／12，13，16」と断続的に実行されていること，宣徳寺に対する電話盗聴も「11／2，3，6，7，8，9，10，12，13，14，15，16，18，19，20，21」と断続的に実行されていることが分かる。これらの資料分析から，北林は帝国リサーチが使用した盗聴器は無線方式のもので補助電源を使用していると判断したのである（乙ホ128「北林陳述書」21頁～24頁）。

ウ　さらに，「請求書」（乙ホ1の1，1の2）に本件各盗聴事件の明細が記載されていることや，本件各盗聴動機を分析し，盗聴した動機はC作戦にはじまる宗内の重要機密情報の漏洩者の特定にあると判断した。

すなわち，北林は，秋元がC作戦を謀議したメンバーのうちの1名であり，日蓮正宗の渉外部長として学会幹部との接点が多かったこと等から，宗内では学会のスパイだと噂されていたこと，八木もまたC作戦を謀議したメンバーのうちの1名であり，さらに創価学会上層部とパイプを持っていると宗内で噂されていたことから，電話盗聴の対象となったと分析した（乙ホ128「北林陳述書」24頁～25頁，北林供述調書17頁～18頁）。

さらに，X　は，平成3年8月1日発行の「新雑誌21」8月号（乙ニ28の3）において，日顕が山崎に「あの時はウソつきと言って悪かった。か

んべんして下さい」と謝罪した事実を暴露した経過があり，X　が創価学会のスパイであるとの疑われていたこと，そのため，X　宅に創価学会関係者からの電話がかかる可能性は高く，その背景を探るために電話盗聴がなされたのではないかとの分析を行ったのである（乙ホ128「北林陳述書」25頁～26頁，北林供述調書16頁～17頁）。

エ　妙泉坊の件が未遂であるというAからの情報が請求書の記載から裏付けられたこと

北林は，請求書（乙ホ1の2）の端数や「特殊調査の料金・報酬」（乙ホ4の2）と請求書（乙ホ1の2）の比較対照（乙ホ128「北林陳述書」15頁）から，請求書（乙ホ1の2）に「1，X　の件」「2，宣徳寺，秋元広学の件」とともに記載されている「3，妙泉坊の件出張費」がAから情報提供のあった妙泉坊の電話盗聴未遂事件であると判断した（乙ホ128「北林陳述書」12頁～17頁，北林供述調書11頁～13頁）。

すなわち，報酬400万円と経費21万6290円のうち，290円という端数から，「4，名古屋出張の件」の「52，290円」が「経費」であると特定した。さらに，1，000円単位の端数がでる科目を探し「1，X　の件」の「①機械設置（本人現住所アパート）」の「1日　4,000円×3　12,000円」「②機械設置（本人妻の店）」の「1日　4,000円×6　24,000円」，「2，宣徳寺，秋元広学の件」の「1日　3,000円×16　48,000円」が「経費」であると特定した。経費21万6290円からこれらの合計16万6290円を差し引いた金額が50，000円となること，この50，000万円が「3，妙泉坊の件出張費」の「50,000円」であると推測した。

さらに，北林陳述書（乙ホ128，15頁）の「特殊調査の料金・報酬」（乙ホ4の2）と請求書（乙ホ1の2）の比較対照表から，「1，X　の件」のうち，身元調査としての「300,000円」，電話番号調査として2回線分の「120,000円」，「①機械設置（本人現住所アパート）」の「500,000円」，「調査期間

3日間（[redacted]）」としての「240,000 円」，「②機械設置（木人妻の店）」の「500,000 円」，「調査期間　6日間（[redacted]）」の「480,000 円」，「⑧尾行調査（ X　妻の件）」のすべて（合計8万円），「2，宣徳寺，秋元広学の件」のうち，「機械設置（宣徳寺）」の「500,000 円」，「調査期間　16日間」の「1,280,000 円」が報酬に該当することが明らかとなる。よって，これらの報酬の合計金額は400万円となるから，請求書（乙ホ1の2）で請求された報酬400万円の内訳が全て明らかとなる。

したがって，これらの項目以外は全て「経費」に該当するから，「報酬」に含まれていない「3，妙泉坊の件出張費」の「50,000 円」が「経費」であることが明らかとなるし，「3，妙泉坊の件出張費」が経費であることは「出張費」という表現からしても明らかとなる。

かかる分析から，北林は請求書（乙ホ1の2）記載の「妙泉坊の件」がAから情報提供を受けた妙泉坊の電話盗聴未遂事件と判断したのである。

（2）渡邉取材

さらに，北林は，平成9年8月21日と同年9月8日，渡邉に取材を行い（乙ホ12），電話盗聴について聞き取りを行っている（乙ホ128「北林陳述書」27頁～28頁，北林供述調書20頁～21頁）。

渡邉は平成9年8月21日の取材のおり，顕正会幹部の[redacted]宅の電話盗聴の際，盗聴器の設置場所を[redacted]宅の部屋の前の電柱だったと述べている。これは帝国リサーチが使用する電話盗聴器が補助電源を用いる屋外設置型であるとの判断を裏づけるものであった。

また，妙泉坊に対する盗聴未遂事件については，平成9年9月8日の取材のおり，「辻が，『電柱がない』『電話回線が地下を通っているようだ』と言った。辻がマンホールにもぐった。辻は『大石寺の電話回線は地下で束ねてある。盗聴器を仕掛けたら一発でばれる。どれが妙泉坊の回線か特定できない。妙泉坊に直で仕掛けると危ない』と言った。理境坊に戻る。辻は車で待

つ。理境坊の庫裏で自分が小川に盗聴不可能の事情を報告」（乙ホ12，13頁11行目）したと述べた。

盗聴器を電話回線の一部に接続したとしても，電話回線自体が地下に潜っているのだから，電話回線をアンテナとして使用することができず，電波を飛ばすことができないのであり，電話盗聴は不可能となる。

この妙泉坊の電話盗聴未遂に関する渡邉の説明は合理的なものであった。北林は，盗聴についての技術的知識がない渡邉が，妙泉坊の盗聴未遂事件について合理的な説明をなしえたのは，帝国リサーチの辻から受けた説明をそのまま述べたからであると判断した。

（3）現地調査

北林は2回目の渡邉取材の後，大石寺の現地調査を行い，大石寺には主な箇所でも正本堂の裏側（乙ホ127・電話配線図H地点），宗務院西側（乙ホ127・電話配線図E地点），総坊西側（乙ホ127・電話配線図A，C地点）の4箇所で電話線が引き込まれていることを確認し，この4箇所のうち宗務院西側の引込み線が大石寺の基幹引込み線であることを確認した。

さらに，DE間の約300メートルの区間には電柱が約10本立っており，ブラックボックス（端子函）約20個が電柱脇に所在し，三門西側の道路脇に建っている電柱上にはMDF（主端子函，主配線盤）があることを確認した。

これらの電話配線の状況から，北林は，大石寺を電話盗聴するのに最も適した場所は，大石寺の境内の外に位置し補助電源を容易に交換できるDE間であると判断し，もし大石寺の電話盗聴をはかった者があれば，このDE間に盗聴器を仕掛ける可能性が高いと考えた。

しかしながら，辻はこのDE間には足を運んでいないのであり，このことから北林は，辻が大石寺ではなく，特定坊の盗聴，すなわち渡邉がいう妙泉坊の電話盗聴をはかったのだとの確信を得た（乙ホ128「北林陳述書」29頁～30頁，北林供述調書21頁～23頁）。

平成８年２月１日付の「慧妙」（乙ハ 19）には，福田の「大草さんからは，これまで関係先の電話が盗聴されていないか調べてほしい，と盗聴器を探し出す仕事を依頼されたことがあります」との発言を掲載している。このインタビュー記事を見た北林は，妙泉坊の件が大石寺全体の盗聴器探査だったのかを検証したが，辻が盗聴に最も適したＤＥ間の盗聴器探査を行っていないのだから，辻の大石寺における活動目的が大石寺の盗聴器発見ではないとの確証を得た。さらに，大石寺現地調査の際，北林は大石寺従業員より大石寺に平成３年当時，静岡電話工業という電話業者の従業員が常駐していたとの情報を入手しており，かかる従業員の立ち会いなくして，総延長 100 キロメートルを優に超える大石寺全体の盗聴器探査は不可能であるとも考えた（乙ホ 128「北林陳述書」30 頁～31 頁，北林供述調書 24 頁）。

3　「地涌選集」の発刊

北林は以上のようにＡから得た資料を充分に精査し，渡邊への取材，大石寺の現地取材を行うなどの調査を経て，本件各記事が真実であるとの確信をさらに深めた。

なお，原告らは，北林が大草を取材しなかったことを問題とするかのようである。しかしながら，前述のとおり，慧妙では福田インタビューなどの記事を掲載し，大草が本件各盗聴事件を隠蔽しようとしていたのは明らかであり，取材をしてもその事実を否定されることは明らかであるし，それ以上に本件各盗聴事件を裏付ける資料が明確に存在していたのであり，大草に取材をしなかったことを問題視する原告らの主張は的外れというべきである。

本書面第２で論じたように，本件各盗聴事件には，①実行者が帝国リサーチであること，②渡邊が窓口となっていること，③Ｃ作戦の漏洩に始まる宗内の機密情報の漏洩者の特定という共通の動機があったこと，④帝国リサーチが作成した同一の請求書に記載されていること，⑤さらに，大草が弁解する「妙泉坊の件」が妙泉坊への電話盗聴事件であり，盗聴依頼という点で共

通性を帯びていることなど様々な点で共通しており，本件各盗聴事件の依頼者が大草であったとの判断は決して不合理ではない。

このように本件各記事が真実であるとの確信のもと，平成11年5月15日に「地涌通集」が発刊されたのである。本件各記事が真実であることについては，確実な資料，根拠が存在し，そのように信じたことについて相当な理由が存するから，不法行為は成立しない。

以上